

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 7 年 1 月 9 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

（教育委員会事務局教育局教職員課）

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和 6 年 9 月 2 4 日付静岡市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を受け、給与改定を行うことに伴い、小学校及び中学校の教育職員等の給与に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部改正をしようとするものである。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の趣旨・理由

令和6年9月24日付け静岡市人事委員会勧告等に基づき、給料表及び諸手当の改定に係る改正を行うものである。

なお、当該勧告では、地域手当及び扶養手当等諸手当に係る引き上げを求めているところ、本条例第14条において読み替えて準用する静岡市教育職員の給与に関する条例第14条において準用する静岡市職員の給与に関する条例の一部改正（令和7年2月議会に上程）により改正されることから、本条例による改正は不要である。

3 制定改廃の概要

- （1）市の規定を準用するため、地域手当に係る規定を削除する。（第14条関係）
- （2）へき地教育振興法の改正に伴い、再任用職員にへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給するため、市の規定を準用している再任用職員の適用除外の規定を削除する。（第14条関係）
- （3）市独自の給料表とするため、給料月額の特例を廃止する。（附則第15項及び第16項関係）
- （4）小学校中学校教育職給料表、小学校中学校行政職給料表、小学校中学校医療職給料表を改定する。（別表第1から別表第3まで）
- （5）一部改正条例の施行に伴い必要な規定を追加することとした（附則第2項から第6項関係）。

4 施行期日

令和7年4月1日

5 関係法令、条例等

- （1）静岡市職員の給与に関する条例
- （2）静岡市教育職員の給与に関する条例
- （3）へき地教育振興法

議案第 号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）
の一部を次のように改正する。

第14条の表中

「		給与条例第 36 条第 2 項	給与条例第 16 条第 2 項中「100 分の 6（医療職給料表（1）の適用を受ける職員については100 分の 16）」とあるのは「100 分の 3.7」と、給与条例第 24 条ただし書中「初任給調整手当及び特殊勤務手当（市規則で定めるものに限る。）」とあるのは「へき地手当（へき地手当に 準ずる手当を含む。）」と給与条例第 33 条第 1 項中「及び第 17 条」とあるのは「、第 17 条並びに静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第 8 条及び第 9 条」と、給与条例第 36 条第 2 項	を
」				
「		給与条例第 36 条第 2 項	給与条例第 24 条ただし書中「初任給調整手当及び特殊勤務手当（市規則で定めるものに限	に
」				

		る。)」とあるのは「へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）」と、給与条例第 36 条第 2 項
--	--	--

改める。

附則第15項及び第16項を削る。

附則第17項中「附則第19項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第15項とし、附則第18項を附則第16項とする。

附則第19項中「附則第21項」を「附則第19項」と、「附則第17項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とし、附則第20項を附則第18項とする。

附則第21項中「附則第17項」を「附則第15項」に、「附則第19項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第22項中「附則第19項」を「附則第17項」に、「附則第17項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第20項とする

附則第23項中「附則第19項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第24項中「附則第17項」を「附則第15項」に、「附則第19項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第22項とする。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

小学校中学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員	1	円 199,900	円 220,700	円 319,700	円 348,700	円 435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900

8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
22	243,200	258,200	354,300	376,000	455,800
23	244,500	259,500	355,700	377,200	456,300
24	245,800	260,800	357,000	378,300	456,800
25	247,000	262,100	358,300	379,400	457,300
26	248,100	264,000	359,700	380,600	457,800
27	249,200	265,800	361,100	381,800	458,300
28	250,300	267,600	362,400	382,900	458,800
29	251,500	269,300	363,700	384,000	459,300
30	252,800	271,500	365,100	385,200	459,800
31	254,000	273,700	366,400	386,400	460,300
32	255,200	275,900	367,700	387,500	460,800
33	256,300	278,100	369,000	388,600	461,300
34	257,500	280,300	370,200	389,800	461,800
35	258,700	282,500	371,400	391,000	462,300
36	259,900	284,600	372,600	392,200	462,800
37	261,100	286,600	373,800	393,400	463,300

38	262,300	288,500	375,000	394,700
39	263,500	290,400	376,200	395,900
40	264,700	292,200	377,400	397,100
41	265,900	294,000	378,500	398,300
42	267,000	295,900	379,700	399,600
43	268,100	297,700	380,900	400,600
44	269,200	299,400	382,100	401,700
45	270,200	301,100	383,200	402,900
46	271,000	302,900	384,500	404,100
47	271,800	304,600	385,800	405,300
48	272,600	306,200	387,000	406,500
49	273,300	307,800	387,900	407,600
50	274,100	309,500	389,100	408,600
51	274,800	311,300	390,100	409,900
52	275,500	313,000	391,200	411,100
53	276,300	314,300	392,000	412,300
54	277,100	316,200	393,100	413,400
55	277,900	318,000	394,100	414,500
56	278,600	319,700	395,100	415,600
57	279,300	321,400	396,200	416,600
58	280,100	323,300	397,200	417,800
59	280,900	325,000	398,300	419,000
60	281,600	326,700	399,400	420,200
61	282,200	328,400	400,400	420,800
62	282,900	330,200	401,500	421,600
63	283,600	332,000	402,600	422,300
64	284,200	333,700	403,600	422,800
65	284,900	335,400	404,500	423,100
66	285,600	336,700	405,400	423,400
67	286,300	338,000	406,400	423,800

68	287, 000	339, 300	407, 400	424, 200
69	287, 700	340, 800	408, 200	424, 500
70	288, 500	342, 300	409, 000	424, 900
71	289, 200	343, 800	409, 700	425, 200
72	289, 900	345, 300	410, 500	425, 500
73	290, 400	346, 700	411, 200	425, 800
74	291, 100	348, 200	411, 800	426, 200
75	291, 800	349, 700	412, 500	426, 500
76	292, 400	351, 200	413, 200	426, 800
77	293, 000	352, 600	413, 800	427, 100
78	293, 700	354, 100	414, 500	427, 400
79	294, 300	355, 600	415, 000	427, 700
80	294, 900	357, 100	415, 600	427, 900
81	295, 500	358, 500	416, 000	428, 100
82	296, 100	359, 800	416, 400	428, 400
83	296, 700	361, 100	416, 700	428, 700
84	297, 300	362, 300	417, 000	428, 900
85	297, 800	363, 500	417, 200	429, 100
86	298, 300	364, 700	417, 500	429, 400
87	298, 800	365, 900	417, 800	429, 700
88	299, 300	367, 000	418, 000	429, 900
89	299, 700	368, 100	418, 200	430, 100
90	300, 300	369, 200	418, 500	430, 400
91	300, 800	370, 300	418, 800	430, 700
92	301, 300	371, 400	419, 000	430, 900
93	301, 600	372, 500	419, 200	431, 100
94	302, 100	373, 700	419, 500	
95	302, 600	374, 800	419, 800	
96	303, 000	375, 900	420, 000	
97	303, 400	376, 900	420, 200	

98	303,900	377,900		
99	304,400	378,800		
100	304,800	379,700		
101	305,200	380,500		
102	305,600	381,500		
103	306,000	382,400		
104	306,300	383,300		
105	306,500	384,100		
106	306,800	385,000		
107	307,100	385,900		
108	307,300	386,800		
109	307,500	387,600		
110	307,700	388,600		
111	308,000	389,500		
112	308,300	390,400		
113	308,500	391,000		
114	308,700	391,900		
115	308,900	392,800		
116	309,200	393,700		
117	309,500	394,500		
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		
120	310,300	396,800		
121	310,500	397,400		
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		
125	311,500	400,000		
126		400,700		
127		401,200		

128	401, 800
129	402, 400
130	403, 000
131	403, 500
132	404, 000
133	404, 300
134	404, 600
135	404, 900
136	405, 200
137	405, 500
138	405, 800
139	406, 100
140	406, 400
141	406, 700
142	407, 000
143	407, 300
144	407, 600
145	407, 800
146	408, 100
147	408, 400
148	408, 600
149	408, 800
150	409, 100
151	409, 400
152	409, 600
153	409, 800
154	410, 100
155	410, 400
156	410, 600
157	410, 800

	158		411, 100			
	159		411, 400			
	160		411, 600			
	161		411, 800			
	162		412, 100			
	163		412, 400			
	164		412, 600			
	165		412, 800			
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		229, 700円	276, 000円	303, 400円	330, 000円	411, 900円

備考

- この表は、第2条第1号に掲げる者に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で小学校又は中学校に勤務する教頭である者の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校中学校行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183, 500	230, 000	265, 300	298, 800	321, 300	355, 200
	2	184, 600	231, 500	266, 300	300, 300	323, 100	356, 900
	3	185, 800	233, 000	267, 300	301, 800	324, 900	358, 500
	4	186, 900	234, 500	268, 300	303, 200	326, 600	360, 100
	5	188, 000	236, 000	269, 300	304, 600	328, 300	361, 700
	6	189, 700	237, 500	270, 300	305, 700	330, 000	363, 500
	7	191, 300	239, 000	271, 300	306, 700	331, 700	365, 000
	8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600
	9	194, 500	242, 000	273, 300	309, 100	335, 000	368, 000

10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600
11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200
12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000	372, 700
13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600
14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500
15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400
16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500

40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700

70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600	398, 500	
87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000	398, 800	
88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400	399, 000	
89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700	399, 200	
90	257, 200	298, 300	347, 400	388, 200	399, 500	
91	257, 500	298, 600	347, 800	388, 600	399, 800	
92	257, 800	299, 000	348, 200	389, 000	400, 000	
93	258, 100	299, 200	348, 400	389, 300	400, 200	
94		299, 400	348, 800			
95		299, 700	349, 200			
96		300, 100	349, 500			
97		300, 300	349, 800			
98		300, 600	350, 200			
99		301, 000	350, 600			

	100		301, 400	351, 000			
	101		301, 600	351, 500			
	102		301, 900	351, 900			
	103		302, 200	352, 300			
	104		302, 500	352, 700			
	105		302, 700	353, 200			
	106		303, 000	353, 600			
	107		303, 300	353, 900			
	108		303, 600	354, 200			
	109		303, 800	354, 700			
	110		304, 200				
	111		304, 600				
	112		304, 900				
	113		305, 100				
	114		305, 300				
	115		305, 600				
	116		306, 000				
	117		306, 200				
	118		306, 400				
	119		306, 700				
	120		307, 000				
	121		307, 400				
	122		307, 600				
	123		307, 900				
	124		308, 200				
	125		308, 500				
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		192, 000円	219, 500円	260, 000円	279, 700円	294, 900円	320, 600円

備考 この表は、第2条第2号に掲げる者に適用する。

別表第3（第4条関係）

小学校中学校医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円	円	円
短時間勤務職	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
員以外の職員	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400

26	229, 400	255, 600	283, 300	306, 200	352, 400	399, 500
27	230, 300	256, 400	284, 200	307, 300	353, 900	400, 600
28	231, 200	257, 200	285, 000	308, 500	355, 300	401, 700
29	232, 100	258, 000	285, 800	309, 800	356, 700	402, 500
30	233, 000	258, 800	286, 900	311, 000	358, 300	403, 300
31	233, 900	259, 600	287, 900	312, 200	359, 800	404, 100
32	234, 800	260, 400	288, 900	313, 400	361, 300	404, 900
33	235, 600	261, 200	289, 900	314, 600	362, 500	405, 300
34	236, 400	262, 000	291, 000	315, 700	363, 600	405, 900
35	237, 200	262, 700	292, 000	316, 900	364, 800	406, 400
36	238, 000	263, 500	293, 000	318, 100	365, 900	406, 800
37	238, 800	264, 400	294, 000	319, 300	366, 900	407, 200
38	239, 600	265, 200	295, 000	320, 600	367, 700	407, 400
39	240, 400	266, 000	296, 000	321, 900	368, 700	407, 700
40	241, 200	266, 800	297, 000	323, 100	369, 800	408, 000
41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600
43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900
44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200
45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400
46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000	411, 900
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700	412, 200

56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	412,500
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	412,700
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	413,000
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	413,300
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	413,600
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	413,800
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900		
79	255,100	292,200	329,000	350,100		
80	255,300	292,500	329,500	350,400		
81	255,500	292,800	330,000	350,900		
82	255,800	293,100	330,400	351,200		
83	256,100	293,400	330,600	351,500		
84	256,300	293,700	330,900	351,800		
85	256,500	293,900	331,300	352,200		

	86		294, 100	331, 700	352, 500		
	87		294, 300	332, 000	352, 800		
	88		294, 500	332, 300	353, 100		
	89		294, 900	332, 600	353, 500		
	90		295, 100	332, 800	353, 800		
	91		295, 300	333, 200	354, 100		
	92		295, 500	333, 500	354, 400		
	93		295, 900	333, 700	354, 700		
	94		296, 100	334, 000	355, 100		
	95		296, 300	334, 300	355, 500		
	96		296, 600	334, 600	355, 900		
	97		296, 900	334, 800	356, 400		
	98		297, 100	335, 100	356, 800		
	99		297, 300	335, 400	357, 200		
	100		297, 600	335, 600	357, 600		
	101		297, 900	335, 800	358, 100		
	102		298, 100	336, 000			
	103		298, 300	336, 400			
	104		298, 600	336, 600			
	105		298, 900	336, 800			
	106			337, 200			
	107			337, 600			
	108			338, 000			
	109			338, 200			
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
		月額	月額	月額	月額	月額	月額
		193, 000円	219, 600円	248, 100円	261, 700円	287, 300円	328, 400円

備考 この表は、第2条第3号に掲げる者に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 この条例の施行の日の前日において改正前の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(以下「改正前給与条例」という。)別表第1から別表第3の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第1から附則別表第3に定める号給とする。
(施行日前の異動者の号給の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 4 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
- 5 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(平成29年静岡市条例第12号)附則第8項の規定の適用については、同項第1号中「号給を」を「号給を静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和6年静岡市条例第●号。以下「改正条例」という。)附則別表第2により読み替えたものを」と、同項第2号中「号給を」を「号給を改正条例附則別表第3により読み替えたものを」と読み替えるものとする。
(委任)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表第1

小学校中学校教育職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1
3	3	3	1	1	1

4	4	4	1	1	1
5	5	5	1	1	1
6	6	6	1	1	1
7	7	7	1	1	1
8	8	8	1	1	1
9	9	9	1	1	1
10	10	10	1	1	1
11	11	11	1	1	1
12	12	12	1	1	1
13	13	13	1	1	1
14	14	14	2	2	1
15	15	15	3	3	1
16	16	16	4	4	1
17	17	17	5	5	1
18	18	18	6	6	2
19	19	19	7	7	3
20	20	20	8	8	4
21	21	21	9	9	5
22	22	22	10	10	6
23	23	23	11	11	7
24	24	24	12	12	8
25	25	25	13	13	9
26	26	26	14	14	10
27	27	27	15	15	11
28	28	28	16	16	12
29	29	29	17	17	13
30	30	30	18	18	14
31	31	31	19	19	15
32	32	32	20	20	16
33	33	33	21	21	17

34	34	34	22	22	18
35	35	35	23	23	19
36	36	36	24	24	20
37	37	37	25	25	21
38	38	38	26	26	22
39	39	39	27	27	23
40	40	40	28	28	24
41	41	41	29	29	25
42	42	42	30	30	26
43	43	43	31	31	27
44	44	44	32	32	28
45	45	45	33	33	29
46	46	46	34	34	30
47	47	47	35	35	31
48	48	48	36	36	32
49	49	49	37	37	33
50	50	50	38	38	34
51	51	51	39	39	35
52	52	52	40	40	36
53	53	53	41	41	37
54	54	54	42	42	
55	55	55	43	43	
56	56	56	44	44	
57	57	57	45	45	
58	58	58	46	46	
59	59	59	47	47	
60	60	60	48	48	
61	61	61	49	49	
62	62	62	50	50	
63	63	63	51	51	

64	64	64	52	52	
65	65	65	53	53	
66	66	66	54	54	
67	67	67	55	55	
68	68	68	56	56	
69	69	69	57	57	
70	70	70	58	58	
71	71	71	59	59	
72	72	72	60	60	
73	73	73	61	61	
74	74	74	62	62	
75	75	75	63	63	
76	76	76	64	64	
77	77	77	65	65	
78	78	78	66	66	
79	79	79	67	67	
80	80	80	68	68	
81	81	81	69	69	
82	82	82	70	70	
83	83	83	71	71	
84	84	84	72	72	
85	85	85	73	73	
86	86	86	74	74	
87	87	87	75	75	
88	88	88	76	76	
89	89	89	77	77	
90	90	90	78	78	
91	91	91	79	79	
92	92	92	80	80	
93	93	93	81	81	

94	94	94	82	82	
95	95	95	83	83	
96	96	96	84	84	
97	97	97	85	85	
98	98	98	86	86	
99	99	99	87	87	
100	100	100	88	88	
101	101	101	89	89	
102	102	102	90	90	
103	103	103	91	91	
104	104	104	92	92	
105	105	105	93	93	
106	106	106	94		
107	107	107	95		
108	108	108	96		
109	109	109	97		
110	110	110			
111	111	111			
112	112	112			
113	113	113			
114	114	114			
115	115	115			
116	116	116			
117	117	117			
118	118	118			
119	119	119			
120	120	120			
121	121	121			
122	122	122			
123	123	123			

124	124	124			
125	125	125			
126		126			
127		127			
128		128			
129		129			
130		130			
131		131			
132		132			
133		133			
134		134			
135		135			
136		136			
137		137			
138		138			
139		139			
140		140			
141		141			
142		142			
143		143			
144		144			
145		145			
146		146			
147		147			
148		148			
149		149			
150		150			
151		151			
152		152			
153		153			

154		154			
155		155			
156		156			
157		157			
158		158			
159		159			
160		160			
161		161			
162		162			
163		163			
164		164			
165		165			

附則別表第2

小学校中学校行政職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1	1
3	3	3	1	1	1	1
4	4	4	1	1	1	1
5	5	5	1	1	1	1
6	6	6	2	1	1	1
7	7	7	3	1	1	1
8	8	8	4	1	1	1
9	9	9	5	1	1	1
10	10	10	6	2	2	1
11	11	11	7	3	3	1
12	12	12	8	4	4	1
13	13	13	9	5	5	1
14	14	14	10	6	6	2
15	15	15	11	7	7	3

16	16	16	12	8	8	4
17	17	17	13	9	9	5
18	18	18	14	10	10	6
19	19	19	15	11	11	7
20	20	20	16	12	12	8
21	21	21	17	13	13	9
22	22	22	18	14	14	10
23	23	23	19	15	15	11
24	24	24	20	16	16	12
25	25	25	21	17	17	13
26	26	26	22	18	18	14
27	27	27	23	19	19	15
28	28	28	24	20	20	16
29	29	29	25	21	21	17
30	30	30	26	22	22	18
31	31	31	27	23	23	19
32	32	32	28	24	24	20
33	33	33	29	25	25	21
34	34	34	30	26	26	22
35	35	35	31	27	27	23
36	36	36	32	28	28	24
37	37	37	33	29	29	25
38	38	38	34	30	30	26
39	39	39	35	31	31	27
40	40	40	36	32	32	28
41	41	41	37	33	33	29
42	42	42	38	34	34	30
43	43	43	39	35	35	31
44	44	44	40	36	36	32
45	45	45	41	37	37	33

46	46	46	42	38	38	34
47	47	47	43	39	39	35
48	48	48	44	40	40	36
49	49	49	45	41	41	37
50	50	50	46	42	42	38
51	51	51	47	43	43	39
52	52	52	48	44	44	40
53	53	53	49	45	45	41
54	54	54	50	46	46	42
55	55	55	51	47	47	43
56	56	56	52	48	48	44
57	57	57	53	49	49	45
58	58	58	54	50	50	46
59	59	59	55	51	51	47
60	60	60	56	52	52	48
61	61	61	57	53	53	49
62	62	62	58	54	54	50
63	63	63	59	55	55	51
64	64	64	60	56	56	52
65	65	65	61	57	57	53
66	66	66	62	58	58	54
67	67	67	63	59	59	55
68	68	68	64	60	60	56
69	69	69	65	61	61	57
70	70	70	66	62	62	58
71	71	71	67	63	63	59
72	72	72	68	64	64	60
73	73	73	69	65	65	61
74	74	74	70	66	66	62
75	75	75	71	67	67	63

76	76	76	72	68	68	64
77	77	77	73	69	69	65
78	78	78	74	70	70	66
79	79	79	75	71	71	67
80	80	80	76	72	72	68
81	81	81	77	73	73	69
82	82	82	78	74	74	70
83	83	83	79	75	75	71
84	84	84	80	76	76	72
85	85	85	81	77	77	73
86	86	86	82	78	78	
87	87	87	83	79	79	
88	88	88	84	80	80	
89	89	89	85	81	81	
90	90	90	86	82	82	
91	91	91	87	83	83	
92	92	92	88	84	84	
93	93	93	89	85	85	
94		94	90	86	86	
95		95	91	87	87	
96		96	92	88	88	
97		97	93	89	89	
98		98	94	90	90	
99		99	95	91	91	
100		100	96	92	92	
101		101	97	93	93	
102		102	98			
103		103	99			
104		104	100			
105		105	101			

106		106	102			
107		107	103			
108		108	104			
109		109	105			
110		110	106			
111		111	107			
112		112	108			
113		113	109			
114		114				
115		115				
116		116				
117		117				
118		118				
119		119				
120		120				
121		121				
122		122				
123		123				
124		124				
125		125				

附則別表第3

小学校中学校医療職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1	1
3	3	3	1	1	1	1
4	4	4	1	1	1	1
5	5	5	1	1	1	1
6	6	6	2	2	1	1
7	7	7	3	3	1	1

8	8	8	4	4	1	1
9	9	9	5	5	1	1
10	10	10	6	6	2	1
11	11	11	7	7	3	1
12	12	12	8	8	4	1
13	13	13	9	9	5	1
14	14	14	10	10	6	2
15	15	15	11	11	7	3
16	16	16	12	12	8	4
17	17	17	13	13	9	5
18	18	18	14	14	10	6
19	19	19	15	15	11	7
20	20	20	16	16	12	8
21	21	21	17	17	13	9
22	22	22	18	18	14	10
23	23	23	19	19	15	11
24	24	24	20	20	16	12
25	25	25	21	21	17	13
26	26	26	22	22	18	14
27	27	27	23	23	19	15
28	28	28	24	24	20	16
29	29	29	25	25	21	17
30	30	30	26	26	22	18
31	31	31	27	27	23	19
32	32	32	28	28	24	20
33	33	33	29	29	25	21
34	34	34	30	30	26	22
35	35	35	31	31	27	23
36	36	36	32	32	28	24
37	37	37	33	33	29	25

38	38	38	34	34	30	26
39	39	39	35	35	31	27
40	40	40	36	36	32	28
41	41	41	37	37	33	29
42	42	42	38	38	34	30
43	43	43	39	39	35	31
44	44	44	40	40	36	32
45	45	45	41	41	37	33
46	46	46	42	42	38	34
47	47	47	43	43	39	35
48	48	48	44	44	40	36
49	49	49	45	45	41	37
50	50	50	46	46	42	38
51	51	51	47	47	43	39
52	52	52	48	48	44	40
53	53	53	49	49	45	41
54	54	54	50	50	46	42
55	55	55	51	51	47	43
56	56	56	52	52	48	44
57	57	57	53	53	49	45
58	58	58	54	54	50	46
59	59	59	55	55	51	47
60	60	60	56	56	52	48
61	61	61	57	57	53	49
62	62	62	58	58	54	50
63	63	63	59	59	55	51
64	64	64	60	60	56	52
65	65	65	61	61	57	53
66	66	66	62	62	58	54
67	67	67	63	63	59	55

68	68	68	64	64	60	56
69	69	69	65	65	61	57
70	70	70	66	66	62	58
71	71	71	67	67	63	59
72	72	72	68	68	64	60
73	73	73	69	69	65	61
74	74	74	70	70	66	
75	75	75	71	71	67	
76	76	76	72	72	68	
77	77	77	73	73	69	
78	78	78	74	74	70	
79	79	79	75	75	71	
80	80	80	76	76	72	
81	81	81	77	77	73	
82	82	82	78	78	74	
83	83	83	79	79	75	
84	84	84	80	80	76	
85	85	85	81	81	77	
86		86	82	82		
87		87	83	83		
88		88	84	84		
89		89	85	85		
90		90	86	86		
91		91	87	87		
92		92	88	88		
93		93	89	89		
94		94	90	90		
95		95	91	91		
96		96	92	92		
97		97	93	93		

98		98	94	94		
99		99	95	95		
100		100	96	96		
101		101	97	97		
102		102	98	98		
103		103	99	99		
104		104	100	100		
105		105	101	101		
106			102			
107			103			
108			104			
109			105			
110			106			
111			107			
112			108			
113			109			

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例 <u>（新設）</u>	○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 （号給の切替え） 2 施行日の前日において改正前の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（以下「改正前給与条例」という。）別表第1から別表第3の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第1から附則別表第3に定める号給とする。 （施行日前の異動者の号給の調整） 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 （職員が受けていた号給等の基礎） 4 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。 （委任） 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に

別表第 1（第 4 条関係） 小学校中学校教育職給料表 【別記 1 参照】 別表第 2（第 4 条関係） 小学校中学校行政職給料表 【別記 2 参照】 別表第 3（第 4 条関係） 小学校中学校医療職給料表 【別記 3 参照】	関し必要な事項は、市長が定める。 附則別表第 1 小学校中学校教育職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表 【別記 1 参照】 附則別表第 2 小学校中学校行政職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表 【別記 2 参照】 附則別表第 3 小学校中学校医療職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表 【別記 3 参照】 別表第 1（第 4 条関係） 小学校中学校教育職給料表 【別記 4 参照】 別表第 2（第 4 条関係） 小学校中学校行政職給料表 【別記 5 参照】 別表第 3（第 4 条関係） 小学校中学校医療職給料表 【別記 6 参照】
--	--

【別記 1】

旧号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1
3	3	3	1	1	1
4	4	4	1	1	1
5	5	5	1	1	1
6	6	6	1	1	1
7	7	7	1	1	1
8	8	8	1	1	1
9	9	9	1	1	1
10	10	10	1	1	1
11	11	11	1	1	1
12	12	12	1	1	1
13	13	13	1	1	1
14	14	14	2	2	1
15	15	15	3	3	1
16	16	16	4	4	1

17	17	17	5	5	1
18	18	18	6	6	2
19	19	19	7	7	3
20	20	20	8	8	4
21	21	21	9	9	5
22	22	22	10	10	6
23	23	23	11	11	7
24	24	24	12	12	8
25	25	25	13	13	9
26	26	26	14	14	10
27	27	27	15	15	11
28	28	28	16	16	12
29	29	29	17	17	13
30	30	30	18	18	14
31	31	31	19	19	15
32	32	32	20	20	16
33	33	33	21	21	17
34	34	34	22	22	18

35	35	35	23	23	19
36	36	36	24	24	20
37	37	37	25	25	21
38	38	38	26	26	22
39	39	39	27	27	23
40	40	40	28	28	24
41	41	41	29	29	25
42	42	42	30	30	26
43	43	43	31	31	27
44	44	44	32	32	28
45	45	45	33	33	29
46	46	46	34	34	30
47	47	47	35	35	31
48	48	48	36	36	32
49	49	49	37	37	33
50	50	50	38	38	34
51	51	51	39	39	35
52	52	52	40	40	36

53	53	53	41	41	37
54	54	54	42	42	
55	55	55	43	43	
56	56	56	44	44	
57	57	57	45	45	
58	58	58	46	46	
59	59	59	47	47	
60	60	60	48	48	
61	61	61	49	49	
62	62	62	50	50	
63	63	63	51	51	
64	64	64	52	52	
65	65	65	53	53	
66	66	66	54	54	
67	67	67	55	55	
68	68	68	56	56	
69	69	69	57	57	
70	70	70	58	58	

71	71	71	59	59	
72	72	72	60	60	
73	73	73	61	61	
74	74	74	62	62	
75	75	75	63	63	
76	76	76	64	64	
77	77	77	65	65	
78	78	78	66	66	
79	79	79	67	67	
80	80	80	68	68	
81	81	81	69	69	
82	82	82	70	70	
83	83	83	71	71	
84	84	84	72	72	
85	85	85	73	73	
86	86	86	74	74	
87	87	87	75	75	
88	88	88	76	76	

89	89	89	77	77	
90	90	90	78	78	
91	91	91	79	79	
92	92	92	80	80	
93	93	93	81	81	
94	94	94	82	82	
95	95	95	83	83	
96	96	96	84	84	
97	97	97	85	85	
98	98	98	86	86	
99	99	99	87	87	
100	100	100	88	88	
101	101	101	89	89	
102	102	102	90	90	
103	103	103	91	91	
104	104	104	92	92	
105	105	105	93	93	
106	106	106	94		

107	107	107	95		
108	108	108	96		
109	109	109	97		
110	110	110			
111	111	111			
112	112	112			
113	113	113			
114	114	114			
115	115	115			
116	116	116			
117	117	117			
118	118	118			
119	119	119			
120	120	120			
121	121	121			
122	122	122			
123	123	123			
124	124	124			

125	125	125			
126		126			
127		127			
128		128			
129		129			
130		130			
131		131			
132		132			
133		133			
134		134			
135		135			
136		136			
137		137			
138		138			
139		139			
140		140			
141		141			
142		142			

143		143			
144		144			
145		145			
146		146			
147		147			
148		148			
149		149			
150		150			
151		151			
152		152			
153		153			
154		154			
155		155			
156		156			
157		157			
158		158			
159		159			
160		160			

161		161			
162		162			
163		163			
164		164			
165		165			

【別記 2】

旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1	1
3	3	3	1	1	1	1
4	4	4	1	1	1	1
5	5	5	1	1	1	1
6	6	6	2	1	1	1
7	7	7	3	1	1	1
8	8	8	4	1	1	1
9	9	9	5	1	1	1
10	10	10	6	2	2	1

11	11	11	7	3	3	1
12	12	12	8	4	4	1
13	13	13	9	5	5	1
14	14	14	10	6	6	2
15	15	15	11	7	7	3
16	16	16	12	8	8	4
17	17	17	13	9	9	5
18	18	18	14	10	10	6
19	19	19	15	11	11	7
20	20	20	16	12	12	8
21	21	21	17	13	13	9
22	22	22	18	14	14	10
23	23	23	19	15	15	11
24	24	24	20	16	16	12
25	25	25	21	17	17	13
26	26	26	22	18	18	14
27	27	27	23	19	19	15
28	28	28	24	20	20	16

29	29	29	25	21	21	17
30	30	30	26	22	22	18
31	31	31	27	23	23	19
32	32	32	28	24	24	20
33	33	33	29	25	25	21
34	34	34	30	26	26	22
35	35	35	31	27	27	23
36	36	36	32	28	28	24
37	37	37	33	29	29	25
38	38	38	34	30	30	26
39	39	39	35	31	31	27
40	40	40	36	32	32	28
41	41	41	37	33	33	29
42	42	42	38	34	34	30
43	43	43	39	35	35	31
44	44	44	40	36	36	32
45	45	45	41	37	37	33
46	46	46	42	38	38	34

47	47	47	43	39	39	35
48	48	48	44	40	40	36
49	49	49	45	41	41	37
50	50	50	46	42	42	38
51	51	51	47	43	43	39
52	52	52	48	44	44	40
53	53	53	49	45	45	41
54	54	54	50	46	46	42
55	55	55	51	47	47	43
56	56	56	52	48	48	44
57	57	57	53	49	49	45
58	58	58	54	50	50	46
59	59	59	55	51	51	47
60	60	60	56	52	52	48
61	61	61	57	53	53	49
62	62	62	58	54	54	50
63	63	63	59	55	55	51
64	64	64	60	56	56	52

65	65	65	61	57	57	53
66	66	66	62	58	58	54
67	67	67	63	59	59	55
68	68	68	64	60	60	56
69	69	69	65	61	61	57
70	70	70	66	62	62	58
71	71	71	67	63	63	59
72	72	72	68	64	64	60
73	73	73	69	65	65	61
74	74	74	70	66	66	62
75	75	75	71	67	67	63
76	76	76	72	68	68	64
77	77	77	73	69	69	65
78	78	78	74	70	70	66
79	79	79	75	71	71	67
80	80	80	76	72	72	68
81	81	81	77	73	73	69
82	82	82	78	74	74	70

83	83	83	79	75	75	71
84	84	84	80	76	76	72
85	85	85	81	77	77	73
86	86	86	82	78	78	
87	87	87	83	79	79	
88	88	88	84	80	80	
89	89	89	85	81	81	
90	90	90	86	82	82	
91	91	91	87	83	83	
92	92	92	88	84	84	
93	93	93	89	85	85	
94		94	90	86	86	
95		95	91	87	87	
96		96	92	88	88	
97		97	93	89	89	
98		98	94	90	90	
99		99	95	91	91	
100		100	96	92	92	

101		101	97	93	93	
102		102	98			
103		103	99			
104		104	100			
105		105	101			
106		106	102			
107		107	103			
108		108	104			
109		109	105			
110		110	106			
111		111	107			
112		112	108			
113		113	109			
114		114				
115		115				
116		116				
117		117				
118		118				

119		119				
120		120				
121		121				
122		122				
123		123				
124		124				
125		125				

【別記 3】

旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1	1
3	3	3	1	1	1	1
4	4	4	1	1	1	1
5	5	5	1	1	1	1
6	6	6	2	2	1	1
7	7	7	3	3	1	1
8	8	8	4	4	1	1

9	9	9	5	5	1	1
10	10	10	6	6	2	1
11	11	11	7	7	3	1
12	12	12	8	8	4	1
13	13	13	9	9	5	1
14	14	14	10	10	6	2
15	15	15	11	11	7	3
16	16	16	12	12	8	4
17	17	17	13	13	9	5
18	18	18	14	14	10	6
19	19	19	15	15	11	7
20	20	20	16	16	12	8
21	21	21	17	17	13	9
22	22	22	18	18	14	10
23	23	23	19	19	15	11
24	24	24	20	20	16	12
25	25	25	21	21	17	13
26	26	26	22	22	18	14

27	27	27	23	23	19	15
28	28	28	24	24	20	16
29	29	29	25	25	21	17
30	30	30	26	26	22	18
31	31	31	27	27	23	19
32	32	32	28	28	24	20
33	33	33	29	29	25	21
34	34	34	30	30	26	22
35	35	35	31	31	27	23
36	36	36	32	32	28	24
37	37	37	33	33	29	25
38	38	38	34	34	30	26
39	39	39	35	35	31	27
40	40	40	36	36	32	28
41	41	41	37	37	33	29
42	42	42	38	38	34	30
43	43	43	39	39	35	31
44	44	44	40	40	36	32

45	45	45	41	41	37	33
46	46	46	42	42	38	34
47	47	47	43	43	39	35
48	48	48	44	44	40	36
49	49	49	45	45	41	37
50	50	50	46	46	42	38
51	51	51	47	47	43	39
52	52	52	48	48	44	40
53	53	53	49	49	45	41
54	54	54	50	50	46	42
55	55	55	51	51	47	43
56	56	56	52	52	48	44
57	57	57	53	53	49	45
58	58	58	54	54	50	46
59	59	59	55	55	51	47
60	60	60	56	56	52	48
61	61	61	57	57	53	49
62	62	62	58	58	54	50

63	63	63	59	59	55	51
64	64	64	60	60	56	52
65	65	65	61	61	57	53
66	66	66	62	62	58	54
67	67	67	63	63	59	55
68	68	68	64	64	60	56
69	69	69	65	65	61	57
70	70	70	66	66	62	58
71	71	71	67	67	63	59
72	72	72	68	68	64	60
73	73	73	69	69	65	61
74	74	74	70	70	66	
75	75	75	71	71	67	
76	76	76	72	72	68	
77	77	77	73	73	69	
78	78	78	74	74	70	
79	79	79	75	75	71	
80	80	80	76	76	72	

81	81	81	77	77	73	
82	82	82	78	78	74	
83	83	83	79	79	75	
84	84	84	80	80	76	
85	85	85	81	81	77	
86		86	82	82		
87		87	83	83		
88		88	84	84		
89		89	85	85		
90		90	86	86		
91		91	87	87		
92		92	88	88		
93		93	89	89		
94		94	90	90		
95		95	91	91		
96		96	92	92		
97		97	93	93		
98		98	94	94		

99		99	95	95		
100		100	96	96		
101		101	97	97		
102		102	98	98		
103		103	99	99		
104		104	100	100		
105		105	101	101		
106			102			
107			103			
108			104			
109			105			
110			106			
111			107			
112			108			
113			109			

【別記 4】

現行

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700

18	236, 800	253, 200	328, 500	356, 000	437, 000
19	238, 500	254, 400	330, 400	357, 400	438, 200
20	240, 200	255, 600	332, 300	358, 800	439, 500
21	241, 900	257, 000	334, 100	360, 200	440, 600
22	243, 200	258, 200	336, 100	361, 500	441, 700
23	244, 500	259, 500	337, 900	362, 800	442, 900
24	245, 800	260, 800	339, 700	364, 100	444, 100
25	247, 000	262, 100	341, 400	365, 300	445, 400
26	248, 100	264, 000	343, 100	366, 600	446, 600
27	249, 200	265, 800	344, 700	367, 800	447, 600
28	250, 300	267, 600	346, 300	369, 000	448, 700
29	251, 500	269, 300	347, 900	370, 200	449, 900
30	252, 800	271, 500	349, 200	371, 400	450, 700
31	254, 000	273, 700	350, 400	372, 600	451, 500
32	255, 200	275, 900	351, 600	373, 700	452, 400
33	256, 300	278, 100	352, 900	374, 800	453, 300
34	257, 500	280, 300	354, 300	376, 000	453, 800
35	258, 700	282, 500	355, 700	377, 200	454, 300
36	259, 900	284, 600	357, 000	378, 300	454, 800
37	261, 100	286, 600	358, 300	379, 400	455, 300

38	262, 300	288, 500	359, 700	380, 600	455, 800
39	263, 500	290, 400	361, 100	381, 800	456, 300
40	264, 700	292, 200	362, 400	382, 900	456, 800
41	265, 900	294, 000	363, 700	384, 000	457, 300
42	267, 000	295, 900	365, 100	385, 200	457, 800
43	268, 100	297, 700	366, 400	386, 400	458, 300
44	269, 200	299, 400	367, 700	387, 500	458, 800
45	270, 200	301, 100	369, 000	388, 600	459, 300
46	271, 000	302, 900	370, 200	389, 800	459, 800
47	271, 800	304, 600	371, 400	391, 000	460, 300
48	272, 600	306, 200	372, 600	392, 200	460, 800
49	273, 300	307, 800	373, 800	393, 400	461, 300
50	274, 100	309, 500	375, 000	394, 700	461, 800
51	274, 800	311, 300	376, 200	395, 900	462, 300
52	275, 500	313, 000	377, 400	397, 100	462, 800
53	276, 300	314, 300	378, 500	398, 300	463, 300
54	277, 100	316, 200	379, 700	399, 600	
55	277, 900	318, 000	380, 900	400, 600	
56	278, 600	319, 700	382, 100	401, 700	
57	279, 300	321, 400	383, 200	402, 900	

58	280, 100	323, 300	384, 500	404, 100
59	280, 900	325, 000	385, 800	405, 300
60	281, 600	326, 700	387, 000	406, 500
61	282, 200	328, 400	387, 900	407, 600
62	282, 900	330, 200	389, 100	408, 600
63	283, 600	332, 000	390, 100	409, 900
64	284, 200	333, 700	391, 200	411, 100
65	284, 900	335, 400	392, 000	412, 300
66	285, 600	336, 700	393, 100	413, 400
67	286, 300	338, 000	394, 100	414, 500
68	287, 000	339, 300	395, 100	415, 600
69	287, 700	340, 800	396, 200	416, 600
70	288, 500	342, 300	397, 200	417, 800
71	289, 200	343, 800	398, 300	419, 000
72	289, 900	345, 300	399, 400	420, 200
73	290, 400	346, 700	400, 400	420, 800
74	291, 100	348, 200	401, 500	421, 600
75	291, 800	349, 700	402, 600	422, 300
76	292, 400	351, 200	403, 600	422, 800
77	293, 000	352, 600	404, 500	423, 100

78	293, 700	354, 100	405, 400	423, 400
79	294, 300	355, 600	406, 400	423, 800
80	294, 900	357, 100	407, 400	424, 200
81	295, 500	358, 500	408, 200	424, 500
82	296, 100	359, 800	409, 000	424, 900
83	296, 700	361, 100	409, 700	425, 200
84	297, 300	362, 300	410, 500	425, 500
85	297, 800	363, 500	411, 200	425, 800
86	298, 300	364, 700	411, 800	426, 200
87	298, 800	365, 900	412, 500	426, 500
88	299, 300	367, 000	413, 200	426, 800
89	299, 700	368, 100	413, 800	427, 100
90	300, 300	369, 200	414, 500	427, 400
91	300, 800	370, 300	415, 000	427, 700
92	301, 300	371, 400	415, 600	427, 900
93	301, 600	372, 500	416, 000	428, 100
94	302, 100	373, 700	416, 400	428, 400
95	302, 600	374, 800	416, 700	428, 700
96	303, 000	375, 900	417, 000	428, 900
97	303, 400	376, 900	417, 200	429, 100

98	303, 900	377, 900	417, 500	429, 400
99	304, 400	378, 800	417, 800	429, 700
100	304, 800	379, 700	418, 000	429, 900
101	305, 200	380, 500	418, 200	430, 100
102	305, 600	381, 500	418, 500	430, 400
103	306, 000	382, 400	418, 800	430, 700
104	306, 300	383, 300	419, 000	430, 900
105	306, 500	384, 100	419, 200	431, 100
106	306, 800	385, 000	419, 500	
107	307, 100	385, 900	419, 800	
108	307, 300	386, 800	420, 000	
109	307, 500	387, 600	420, 200	
110	307, 700	388, 600		
111	308, 000	389, 500		
112	308, 300	390, 400		
113	308, 500	391, 000		
114	308, 700	391, 900		
115	308, 900	392, 800		
116	309, 200	393, 700		
117	309, 500	394, 500		

118	309, 700	395, 200		
119	310, 000	396, 000		
120	310, 300	396, 800		
121	310, 500	397, 400		
122	310, 700	398, 100		
123	310, 900	398, 800		
124	311, 200	399, 400		
125	311, 500	400, 000		
126		400, 700		
127		401, 200		
128		401, 800		
129		402, 400		
130		403, 000		
131		403, 500		
132		404, 000		
133		404, 300		
134		404, 600		
135		404, 900		
136		405, 200		
137		405, 500		

138	405, 800
139	406, 100
140	406, 400
141	406, 700
142	407, 000
143	407, 300
144	407, 600
145	407, 800
146	408, 100
147	408, 400
148	408, 600
149	408, 800
150	409, 100
151	409, 400
152	409, 600
153	409, 800
154	410, 100
155	410, 400
156	410, 600
157	410, 800

	158		411, 100			
	159		411, 400			
	160		411, 600			
	161		411, 800			
	162		412, 100			
	163		412, 400			
	164		412, 600			
	165		412, 800			
定年前再任用短時間 勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		229, 700円	276, 000円	303, 400円	330, 000円	411, 900円

改正後（案）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199, 900	220, 700	319, 700	348, 700	435, 700
	2	202, 200	223, 100	321, 500	350, 200	437, 000
	3	204, 500	225, 500	323, 300	351, 700	438, 200
	4	206, 700	227, 900	325, 000	353, 200	439, 500
	5	208, 900	230, 300	326, 600	354, 600	440, 600

	6	211, 200	232, 700	328, 500	356, 000	441, 700
	7	213, 400	235, 100	330, 400	357, 400	442, 900
	8	215, 600	237, 500	332, 300	358, 800	444, 100
	9	217, 800	239, 900	334, 100	360, 200	445, 400
	10	220, 000	241, 500	336, 100	361, 500	446, 600
	11	222, 200	243, 100	337, 900	362, 800	447, 600
	12	224, 400	244, 700	339, 700	364, 100	448, 700
	13	226, 600	246, 300	341, 400	365, 300	449, 900
	14	228, 700	247, 800	343, 100	366, 600	450, 700
	15	230, 800	249, 200	344, 700	367, 800	451, 500
	16	232, 900	250, 600	346, 300	369, 000	452, 400
	17	235, 000	252, 000	347, 900	370, 200	453, 300
	18	236, 800	253, 200	349, 200	371, 400	453, 800
	19	238, 500	254, 400	350, 400	372, 600	454, 300
	20	240, 200	255, 600	351, 600	373, 700	454, 800
	21	241, 900	257, 000	352, 900	374, 800	455, 300
	22	243, 200	258, 200	354, 300	376, 000	455, 800
	23	244, 500	259, 500	355, 700	377, 200	456, 300
	24	245, 800	260, 800	357, 000	378, 300	456, 800
	25	247, 000	262, 100	358, 300	379, 400	457, 300

26	248, 100	264, 000	359, 700	380, 600	457, 800
27	249, 200	265, 800	361, 100	381, 800	458, 300
28	250, 300	267, 600	362, 400	382, 900	458, 800
29	251, 500	269, 300	363, 700	384, 000	459, 300
30	252, 800	271, 500	365, 100	385, 200	459, 800
31	254, 000	273, 700	366, 400	386, 400	460, 300
32	255, 200	275, 900	367, 700	387, 500	460, 800
33	256, 300	278, 100	369, 000	388, 600	461, 300
34	257, 500	280, 300	370, 200	389, 800	461, 800
35	258, 700	282, 500	371, 400	391, 000	462, 300
36	259, 900	284, 600	372, 600	392, 200	462, 800
37	261, 100	286, 600	373, 800	393, 400	463, 300
38	262, 300	288, 500	375, 000	394, 700	
39	263, 500	290, 400	376, 200	395, 900	
40	264, 700	292, 200	377, 400	397, 100	
41	265, 900	294, 000	378, 500	398, 300	
42	267, 000	295, 900	379, 700	399, 600	
43	268, 100	297, 700	380, 900	400, 600	
44	269, 200	299, 400	382, 100	401, 700	
45	270, 200	301, 100	383, 200	402, 900	

46	271, 000	302, 900	384, 500	404, 100
47	271, 800	304, 600	385, 800	405, 300
48	272, 600	306, 200	387, 000	406, 500
49	273, 300	307, 800	387, 900	407, 600
50	274, 100	309, 500	389, 100	408, 600
51	274, 800	311, 300	390, 100	409, 900
52	275, 500	313, 000	391, 200	411, 100
53	276, 300	314, 300	392, 000	412, 300
54	277, 100	316, 200	393, 100	413, 400
55	277, 900	318, 000	394, 100	414, 500
56	278, 600	319, 700	395, 100	415, 600
57	279, 300	321, 400	396, 200	416, 600
58	280, 100	323, 300	397, 200	417, 800
59	280, 900	325, 000	398, 300	419, 000
60	281, 600	326, 700	399, 400	420, 200
61	282, 200	328, 400	400, 400	420, 800
62	282, 900	330, 200	401, 500	421, 600
63	283, 600	332, 000	402, 600	422, 300
64	284, 200	333, 700	403, 600	422, 800
65	284, 900	335, 400	404, 500	423, 100

66	285,600	336,700	405,400	423,400
67	286,300	338,000	406,400	423,800
68	287,000	339,300	407,400	424,200
69	287,700	340,800	408,200	424,500
70	288,500	342,300	409,000	424,900
71	289,200	343,800	409,700	425,200
72	289,900	345,300	410,500	425,500
73	290,400	346,700	411,200	425,800
74	291,100	348,200	411,800	426,200
75	291,800	349,700	412,500	426,500
76	292,400	351,200	413,200	426,800
77	293,000	352,600	413,800	427,100
78	293,700	354,100	414,500	427,400
79	294,300	355,600	415,000	427,700
80	294,900	357,100	415,600	427,900
81	295,500	358,500	416,000	428,100
82	296,100	359,800	416,400	428,400
83	296,700	361,100	416,700	428,700
84	297,300	362,300	417,000	428,900
85	297,800	363,500	417,200	429,100

86	298,300	364,700	417,500	429,400
87	298,800	365,900	417,800	429,700
88	299,300	367,000	418,000	429,900
89	299,700	368,100	418,200	430,100
90	300,300	369,200	418,500	430,400
91	300,800	370,300	418,800	430,700
92	301,300	371,400	419,000	430,900
93	301,600	372,500	419,200	431,100
94	302,100	373,700	419,500	
95	302,600	374,800	419,800	
96	303,000	375,900	420,000	
97	303,400	376,900	420,200	
98	303,900	377,900		
99	304,400	378,800		
100	304,800	379,700		
101	305,200	380,500		
102	305,600	381,500		
103	306,000	382,400		
104	306,300	383,300		
105	306,500	384,100		

106	306, 800	385, 000		
107	307, 100	385, 900		
108	307, 300	386, 800		
109	307, 500	387, 600		
110	307, 700	388, 600		
111	308, 000	389, 500		
112	308, 300	390, 400		
113	308, 500	391, 000		
114	308, 700	391, 900		
115	308, 900	392, 800		
116	309, 200	393, 700		
117	309, 500	394, 500		
118	309, 700	395, 200		
119	310, 000	396, 000		
120	310, 300	396, 800		
121	310, 500	397, 400		
122	310, 700	398, 100		
123	310, 900	398, 800		
124	311, 200	399, 400		
125	311, 500	400, 000		

	126		400, 700		
	127		401, 200		
	128		401, 800		
	129		402, 400		
	130		403, 000		
	131		403, 500		
	132		404, 000		
	133		404, 300		
	134		404, 600		
	135		404, 900		
	136		405, 200		
	137		405, 500		
	138		405, 800		
	139		406, 100		
	140		406, 400		
	141		406, 700		
	142		407, 000		
	143		407, 300		
	144		407, 600		
	145		407, 800		

146	408, 100
147	408, 400
148	408, 600
149	408, 800
150	409, 100
151	409, 400
152	409, 600
153	409, 800
154	410, 100
155	410, 400
156	410, 600
157	410, 800
158	411, 100
159	411, 400
160	411, 600
161	411, 800
162	412, 100
163	412, 400
164	412, 600
165	412, 800

定年前再任用短時間		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
勤務職員		229,700円	276,000円	303,400円	330,000円	411,900円

【別記5】

現行

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間		円	円	円	円	円	円
勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100

	12	199, 400	246, 200	272, 300	303, 200	326, 600	353, 700
	13	201, 000	247, 400	273, 300	304, 600	328, 300	355, 200
	14	202, 700	248, 600	274, 300	305, 700	330, 000	356, 900
	15	204, 400	249, 800	275, 300	306, 700	331, 700	358, 500
	16	206, 100	251, 000	276, 400	307, 900	333, 400	360, 100
	17	207, 400	252, 100	277, 400	309, 100	335, 000	361, 700
	18	209, 000	253, 200	278, 700	310, 700	336, 700	363, 500
	19	210, 600	254, 300	280, 000	312, 300	338, 400	365, 000
	20	212, 100	255, 400	281, 200	313, 900	340, 000	366, 600
	21	213, 600	256, 400	282, 500	315, 400	341, 500	368, 000
	22	215, 200	257, 400	283, 800	317, 000	343, 100	369, 600
	23	216, 800	258, 400	285, 000	318, 600	344, 700	371, 200
	24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700
	25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600
	26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500
	27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400
	28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200
	29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700
	30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500
	31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200

	32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800
	33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500
	34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900
	35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300
	36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700
	37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100
	38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300
	39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500
	40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500
	41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600
	42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800
	43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900
	44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000
	45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700
	46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400
	47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100
	48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800
	49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400
	50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000
	51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500

52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300

72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	

92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200
94		299, 400	347, 400	386, 600	398, 500
95		299, 700	347, 800	387, 000	398, 800
96		300, 100	348, 200	387, 400	399, 000
97		300, 300	348, 400	387, 700	399, 200
98		300, 600	348, 800	388, 200	399, 500
99		301, 000	349, 200	388, 600	399, 800
100		301, 400	349, 500	389, 000	400, 000
101		301, 600	349, 800	389, 300	400, 200
102		301, 900	350, 200		
103		302, 200	350, 600		
104		302, 500	351, 000		
105		302, 700	351, 500		
106		303, 000	351, 900		
107		303, 300	352, 300		
108		303, 600	352, 700		
109		303, 800	353, 200		
110		304, 200	353, 600		
111		304, 600	353, 900		

	112		304, 900	354, 200			
	113		305, 100	354, 700			
	114		305, 300				
	115		305, 600				
	116		306, 000				
	117		306, 200				
	118		306, 400				
	119		306, 700				
	120		307, 000				
	121		307, 400				
	122		307, 600				
	123		307, 900				
	124		308, 200				
	125		308, 500				
定年前再任用短時間		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
勤務職員		192, 000円	219, 500円	260, 000円	279, 700円	294, 900円	320, 600円

改正後（案）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年前再任用短時間		円	円	円	円	円	円
勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200

20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500

40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300

60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	

80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200
86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600	398, 500
87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000	398, 800
88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400	399, 000
89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700	399, 200
90	257, 200	298, 300	347, 400	388, 200	399, 500
91	257, 500	298, 600	347, 800	388, 600	399, 800
92	257, 800	299, 000	348, 200	389, 000	400, 000
93	258, 100	299, 200	348, 400	389, 300	400, 200
94		299, 400	348, 800		
95		299, 700	349, 200		
96		300, 100	349, 500		
97		300, 300	349, 800		
98		300, 600	350, 200		
99		301, 000	350, 600		

	100		301, 400	351, 000		
	101		301, 600	351, 500		
	102		301, 900	351, 900		
	103		302, 200	352, 300		
	104		302, 500	352, 700		
	105		302, 700	353, 200		
	106		303, 000	353, 600		
	107		303, 300	353, 900		
	108		303, 600	354, 200		
	109		303, 800	354, 700		
	110		304, 200			
	111		304, 600			
	112		304, 900			
	113		305, 100			
	114		305, 300			
	115		305, 600			
	116		306, 000			
	117		306, 200			
	118		306, 400			
	119		306, 700			

	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000円	219,500円	260,000円	279,700円	294,900円	320,600円

【別記6】

現行

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700

6	198, 900	233, 600	263, 800	282, 600	310, 900	349, 400
7	200, 900	234, 600	264, 600	283, 400	312, 300	351, 000
8	202, 700	235, 600	265, 400	284, 100	313, 700	352, 600
9	204, 500	236, 700	266, 200	284, 800	315, 000	354, 200
10	206, 400	237, 900	267, 000	285, 500	316, 400	355, 900
11	208, 300	239, 200	267, 800	286, 200	317, 800	357, 600
12	210, 400	240, 500	268, 600	287, 000	319, 200	359, 200
13	212, 100	241, 800	269, 400	287, 800	320, 600	360, 700
14	214, 100	243, 100	270, 200	288, 600	322, 200	362, 400
15	216, 300	244, 400	271, 000	289, 400	323, 700	364, 000
16	218, 400	245, 600	271, 800	290, 100	325, 200	365, 600
17	220, 500	246, 800	272, 600	290, 800	326, 700	367, 200
18	221, 600	248, 000	273, 400	291, 900	328, 300	368, 800
19	222, 700	249, 200	274, 200	293, 000	329, 800	370, 400
20	223, 800	250, 400	275, 000	294, 200	331, 300	372, 000
21	224, 900	251, 500	275, 800	295, 400	332, 800	373, 600
22	225, 800	252, 400	276, 600	296, 600	334, 400	375, 600
23	226, 700	253, 200	277, 400	297, 800	335, 900	377, 600
24	227, 600	254, 000	278, 200	299, 000	337, 400	379, 600
25	228, 500	254, 800	279, 000	300, 200	338, 900	381, 000

	26	229, 400	255, 600	279, 900	301, 400	340, 500	382, 700
	27	230, 300	256, 400	280, 800	302, 600	342, 100	384, 400
	28	231, 200	257, 200	281, 600	303, 800	343, 600	386, 100
	29	232, 100	258, 000	282, 400	305, 000	344, 900	387, 800
	30	233, 000	258, 800	283, 300	306, 200	346, 400	389, 300
	31	233, 900	259, 600	284, 200	307, 300	347, 900	390, 800
	32	234, 800	260, 400	285, 000	308, 500	349, 400	392, 300
	33	235, 600	261, 200	285, 800	309, 800	350, 900	393, 600
	34	236, 400	262, 000	286, 900	311, 000	352, 400	394, 900
	35	237, 200	262, 700	287, 900	312, 200	353, 900	396, 200
	36	238, 000	263, 500	288, 900	313, 400	355, 300	397, 300
	37	238, 800	264, 400	289, 900	314, 600	356, 700	398, 400
	38	239, 600	265, 200	291, 000	315, 700	358, 300	399, 500
	39	240, 400	266, 000	292, 000	316, 900	359, 800	400, 600
	40	241, 200	266, 800	293, 000	318, 100	361, 300	401, 700
	41	241, 800	267, 600	294, 000	319, 300	362, 500	402, 500
	42	242, 400	268, 400	295, 000	320, 600	363, 600	403, 300
	43	243, 000	269, 200	296, 000	321, 900	364, 800	404, 100
	44	243, 500	270, 000	297, 000	323, 100	365, 900	404, 900
	45	244, 000	270, 700	298, 000	324, 000	366, 900	405, 300

	46	244, 600	271, 500	299, 200	325, 200	367, 700	405, 900
	47	245, 100	272, 300	300, 300	326, 400	368, 700	406, 400
	48	245, 500	273, 100	301, 400	327, 600	369, 800	406, 800
	49	245, 900	273, 800	302, 500	328, 700	370, 800	407, 200
	50	246, 400	274, 600	303, 600	329, 700	371, 800	407, 400
	51	246, 900	275, 300	304, 700	330, 700	372, 800	407, 700
	52	247, 400	276, 000	305, 800	331, 600	373, 700	408, 000
	53	247, 700	276, 700	306, 900	332, 500	374, 500	408, 300
	54	248, 000	277, 400	308, 000	333, 500	375, 300	408, 600
	55	248, 300	278, 100	309, 100	334, 500	376, 200	408, 900
	56	248, 600	278, 800	310, 200	335, 400	377, 000	409, 200
	57	248, 900	279, 500	311, 200	335, 900	377, 500	409, 400
	58	249, 200	280, 200	312, 200	336, 800	378, 300	409, 700
	59	249, 500	280, 900	313, 200	337, 500	379, 100	410, 000
	60	249, 800	281, 500	314, 200	338, 400	379, 900	410, 300
	61	250, 100	282, 100	315, 200	339, 100	380, 300	410, 500
	62	250, 400	282, 800	316, 200	339, 400	381, 000	410, 800
	63	250, 700	283, 500	317, 200	339, 900	381, 700	411, 100
	64	251, 000	284, 100	318, 100	340, 500	382, 300	411, 400
	65	251, 300	284, 700	319, 000	341, 100	382, 700	411, 600

66	251, 600	285, 400	319, 800	341, 800	383, 200	411, 900
67	251, 900	286, 100	320, 500	342, 500	383, 800	412, 200
68	252, 200	286, 700	321, 200	343, 100	384, 400	412, 500
69	252, 500	287, 300	321, 800	343, 800	384, 800	412, 700
70	252, 800	288, 000	322, 500	344, 300	385, 300	413, 000
71	253, 100	288, 700	323, 100	344, 900	385, 800	413, 300
72	253, 300	289, 300	323, 700	345, 500	386, 300	413, 600
73	253, 500	289, 900	324, 300	345, 800	386, 900	413, 800
74	253, 800	290, 400	324, 500	346, 400	387, 400	
75	254, 100	290, 800	325, 000	346, 900	388, 000	
76	254, 300	291, 200	325, 500	347, 400	388, 600	
77	254, 500	291, 600	326, 100	347, 900	389, 100	
78	254, 800	291, 900	326, 600	348, 400	389, 600	
79	255, 100	292, 200	327, 100	348, 900	390, 100	
80	255, 300	292, 500	327, 500	349, 300	390, 600	
81	255, 500	292, 800	328, 100	349, 600	390, 900	
82	255, 800	293, 100	328, 600	349, 900	391, 400	
83	256, 100	293, 400	329, 000	350, 100	391, 800	
84	256, 300	293, 700	329, 500	350, 400	392, 200	
85	256, 500	293, 900	330, 000	350, 900	392, 600	

86	294, 100	330, 400	351, 200
87	294, 300	330, 600	351, 500
88	294, 500	330, 900	351, 800
89	294, 900	331, 300	352, 200
90	295, 100	331, 700	352, 500
91	295, 300	332, 000	352, 800
92	295, 500	332, 300	353, 100
93	295, 900	332, 600	353, 500
94	296, 100	332, 800	353, 800
95	296, 300	333, 200	354, 100
96	296, 600	333, 500	354, 400
97	296, 900	333, 700	354, 700
98	297, 100	334, 000	355, 100
99	297, 300	334, 300	355, 500
100	297, 600	334, 600	355, 900
101	297, 900	334, 800	356, 400
102	298, 100	335, 100	356, 800
103	298, 300	335, 400	357, 200
104	298, 600	335, 600	357, 600
105	298, 900	335, 800	358, 100

	106			336,000			
	107			336,400			
	108			336,600			
	109			336,800			
	110			337,200			
	111			337,600			
	112			338,000			
	113			338,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		193,000円	219,600円	248,100円	261,700円	287,300円	328,400円

改正後（案）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200

6	198, 900	233, 600	267, 000	285, 500	322, 200	368, 800
7	200, 900	234, 600	267, 800	286, 200	323, 700	370, 400
8	202, 700	235, 600	268, 600	287, 000	325, 200	372, 000
9	204, 500	236, 700	269, 400	287, 800	326, 700	373, 600
10	206, 400	237, 900	270, 200	288, 600	328, 300	375, 600
11	208, 300	239, 200	271, 000	289, 400	329, 800	377, 600
12	210, 400	240, 500	271, 800	290, 100	331, 300	379, 600
13	212, 100	241, 800	272, 600	290, 800	332, 800	381, 000
14	214, 100	243, 100	273, 400	291, 900	334, 400	382, 700
15	216, 300	244, 400	274, 200	293, 000	335, 900	384, 400
16	218, 400	245, 600	275, 000	294, 200	337, 400	386, 100
17	220, 500	246, 800	275, 800	295, 400	338, 900	387, 800
18	221, 600	248, 000	276, 600	296, 600	340, 500	389, 300
19	222, 700	249, 200	277, 400	297, 800	342, 100	390, 800
20	223, 800	250, 400	278, 200	299, 000	343, 600	392, 300
21	224, 900	251, 500	279, 000	300, 200	344, 900	393, 600
22	225, 800	252, 400	279, 900	301, 400	346, 400	394, 900
23	226, 700	253, 200	280, 800	302, 600	347, 900	396, 200
24	227, 600	254, 000	281, 600	303, 800	349, 400	397, 300
25	228, 500	254, 800	282, 400	305, 000	350, 900	398, 400

26	229, 400	255, 600	283, 300	306, 200	352, 400	399, 500
27	230, 300	256, 400	284, 200	307, 300	353, 900	400, 600
28	231, 200	257, 200	285, 000	308, 500	355, 300	401, 700
29	232, 100	258, 000	285, 800	309, 800	356, 700	402, 500
30	233, 000	258, 800	286, 900	311, 000	358, 300	403, 300
31	233, 900	259, 600	287, 900	312, 200	359, 800	404, 100
32	234, 800	260, 400	288, 900	313, 400	361, 300	404, 900
33	235, 600	261, 200	289, 900	314, 600	362, 500	405, 300
34	236, 400	262, 000	291, 000	315, 700	363, 600	405, 900
35	237, 200	262, 700	292, 000	316, 900	364, 800	406, 400
36	238, 000	263, 500	293, 000	318, 100	365, 900	406, 800
37	238, 800	264, 400	294, 000	319, 300	366, 900	407, 200
38	239, 600	265, 200	295, 000	320, 600	367, 700	407, 400
39	240, 400	266, 000	296, 000	321, 900	368, 700	407, 700
40	241, 200	266, 800	297, 000	323, 100	369, 800	408, 000
41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600
43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900
44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200
45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400

46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000	411, 900
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700	412, 200
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300	412, 500
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700	412, 700
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200	413, 000
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800	413, 300
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400	413, 600
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800	413, 800
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300	
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800	
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300	
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900	

66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600
71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200
77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600
78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900	
79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100	
80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400	
81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900	
82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200	
83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500	
84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800	
85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200	

86	294, 100	331, 700	352, 500
87	294, 300	332, 000	352, 800
88	294, 500	332, 300	353, 100
89	294, 900	332, 600	353, 500
90	295, 100	332, 800	353, 800
91	295, 300	333, 200	354, 100
92	295, 500	333, 500	354, 400
93	295, 900	333, 700	354, 700
94	296, 100	334, 000	355, 100
95	296, 300	334, 300	355, 500
96	296, 600	334, 600	355, 900
97	296, 900	334, 800	356, 400
98	297, 100	335, 100	356, 800
99	297, 300	335, 400	357, 200
100	297, 600	335, 600	357, 600
101	297, 900	335, 800	358, 100
102	298, 100	336, 000	
103	298, 300	336, 400	
104	298, 600	336, 600	
105	298, 900	336, 800	

	106			337, 200			
	107			337, 600			
	108			338, 000			
	109			338, 200			
定年前再任用短時間		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
勤務職員		193, 000円	219, 600円	248, 100円	261, 700円	287, 300円	328, 400円

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和7年1月9日提出

静岡市長 難波 喬 司
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和6年9月24日付静岡市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を受け、給与改定を行うことに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部改正をしようとするものである。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第 号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（総務局人事課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の趣旨・理由

令和6年9月、静岡市人事委員会から「職員の給与等に関する報告及び勧告」があり、人事院勧告を踏まえて検討された静岡市における給与制度のアップデートの取組内容が示された。この取組内容について、令和7年4月1日から実施するよう勧告がなされたことから、関係する条例について、所要の改正を行う必要がある。

3 制定改廃の概要

人事委員会勧告に従い、一般職員と同様に以下の改正を行う。

(1) 給料表を改定する（第4条関係）。

※ 一般職員と同様、令和7年度に地域手当が7%に引き上げられることに伴い、給料表の月額に1%上乗せ支給する暫定措置を廃止し、職員給与における給料月額と地域手当の配分を見直した給料表に改める。（附則第3項の廃止。）

●附則

(2) この条例は、令和7年4月1日から施行する。（附則）

4 施行期日

令和7年4月1日

5 関係法令、条例等

(1) 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

6 法的に検討した事項

なし

7 その他特記事項

なし

議案第 号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。
附則中第3項を削り、第4項を第3項とする。
別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表 の種類 号給	行政職給料表		医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	保育教諭 給料表	高等学校 等教育職 給料表	小学校中 学校教育 職給料表
	1級	2級	1級	1級	1級	1級	1級	1級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	174,400	230,200	342,100	190,700	224,200	189,000	174,400	230,200
2	175,400	231,700	345,100	192,300	226,000	190,500	175,400	231,700
3	176,600	233,200	348,000	193,900	227,900	192,000	176,600	233,200
4	177,700	234,700	350,900	195,500	229,800	193,400	177,700	234,700
5	178,900	236,000	353,300	197,100	231,300	194,500	178,900	236,000
6	180,600	237,300	356,500	198,700	232,400	195,800	180,600	237,300
7	182,200	239,100	359,500	200,300	233,500	197,000	182,200	239,100

8	183, 800	240, 600	362, 700	201, 900	234, 600	198, 500	183, 800	240, 600
9	185, 300	242, 100	365, 100	203, 500	235, 600	200, 000	185, 300	242, 100
10	187, 000	243, 600	368, 300	205, 100	236, 600	201, 300	187, 000	243, 600
11	188, 600	245, 200	371, 500	206, 700	237, 500	202, 600	188, 600	245, 200
12	190, 200	246, 900	374, 700	208, 300	238, 400	204, 100	190, 200	246, 900
13	191, 800	248, 300	376, 900	209, 900	239, 200	205, 200	191, 800	248, 300
14	193, 500	249, 500	379, 900	211, 500	239, 400	206, 200	193, 500	249, 500
15	195, 200	250, 700	383, 100	212, 700	239, 700	207, 200	195, 200	250, 700
16	196, 800	252, 000	386, 300	213, 800	240, 200	208, 500	196, 800	252, 000
17	198, 100	253, 100	388, 500	214, 900	240, 500	209, 900	198, 100	253, 100
18	199, 700	254, 200	392, 000	215, 500	240, 700	211, 400	199, 700	254, 200
19	201, 300	255, 200	395, 500	216, 900	241, 100	212, 900	201, 300	255, 200
20	202, 800	256, 300	398, 800	218, 300	242, 000	214, 300	202, 800	256, 300
21	204, 300	257, 300	401, 300	219, 700	242, 700	215, 700	204, 300	257, 300
22	205, 800	258, 300	404, 700	220, 600	243, 900	217, 300	205, 800	258, 300
23	207, 400	259, 300	408, 000	222, 100	244, 700	219, 000	207, 400	259, 300
24	209, 000	260, 300	411, 200	223, 500	245, 500	219, 200	209, 000	260, 300
25	210, 600	261, 300	413, 800	225, 100	246, 100	219, 400	210, 600	261, 300
26	212, 300	262, 200	416, 100	226, 100	247, 500	219, 700	212, 300	262, 200
27	213, 600	263, 100	418, 400	227, 900	248, 500	220, 300	213, 600	263, 100
28	214, 900	264, 000	420, 600	229, 700	249, 800	221, 100	214, 900	264, 000
29	216, 100	264, 800	422, 600	231, 400	250, 700	221, 400	216, 100	264, 800
30	217, 200	265, 500	424, 400	232, 800	251, 800	222, 200	217, 200	265, 500
31	218, 300	266, 400	426, 600	234, 000	252, 600	222, 800	218, 300	266, 400
32	219, 400	267, 500	428, 600	235, 200	253, 500	223, 900	219, 400	267, 500
33	220, 500	268, 700	430, 300	236, 100	254, 200	224, 500	220, 500	268, 700
34	221, 600	269, 600	432, 600	237, 200	255, 200	225, 900	221, 600	269, 600
35	222, 700	270, 700	434, 900	238, 800	256, 300	227, 100	222, 700	270, 700
36	223, 800	272, 000	437, 100	239, 800	257, 000	228, 200	223, 800	272, 000
37	224, 900	272, 800	438, 700	240, 900	257, 900	229, 000	224, 900	272, 800
38	225, 800	273, 800	440, 700	241, 300	259, 300	230, 100	225, 800	273, 800

39	226, 800	274, 300	442, 400	242, 200	260, 600	230, 800	226, 800	274, 300
40	227, 700	275, 200	444, 000	242, 900	262, 100	232, 100	227, 700	275, 200
41	228, 600	276, 000	445, 400	243, 300	263, 100	233, 000	228, 600	276, 000
42	229, 500	276, 800	446, 900	244, 500	264, 500	234, 300	229, 500	276, 800
43	230, 300	277, 500	448, 400	245, 900	265, 800	235, 200	230, 300	277, 500
44	231, 100	278, 100	450, 100	247, 600	267, 200	236, 500	231, 100	278, 100
45	231, 800	279, 000	451, 700	249, 100	268, 200	237, 300	231, 800	279, 000
46	232, 400	279, 600	454, 200	249, 900	269, 700	238, 400	232, 400	279, 600
47	233, 000	280, 400	456, 800	251, 400	270, 900	239, 400	233, 000	280, 400
48	233, 600	281, 000	459, 300	253, 000	272, 000	240, 400	233, 600	281, 000
49	234, 200	281, 700	461, 600	254, 100	272, 900	241, 000	234, 200	281, 700
50	234, 800	282, 500	463, 900	255, 200	274, 100	242, 100	234, 800	282, 500
51	235, 300	283, 500	466, 200	256, 800	275, 200	243, 000	235, 300	283, 500
52	235, 800	284, 500	468, 500	258, 500	276, 200	244, 100	235, 800	284, 500
53	236, 300	285, 000	470, 800	260, 200	277, 300	244, 800	236, 300	285, 000
54	236, 700	285, 800	473, 100	261, 800	278, 500	245, 400	236, 700	285, 800
55	237, 000	286, 700	475, 400	263, 600	279, 800	246, 000	237, 000	286, 700
56	237, 300	287, 800	477, 700	265, 300	281, 200	247, 000	237, 300	287, 800
57	237, 600	288, 200	480, 000	267, 200	281, 900	247, 600	237, 600	288, 200
58	237, 900	288, 900	482, 300	268, 600	283, 300	248, 100	237, 900	288, 900
59	238, 200	289, 400	484, 600	270, 500	284, 600	248, 900	238, 200	289, 400
60	238, 500	290, 200	486, 900	272, 300	285, 800	249, 900	238, 500	290, 200
61	238, 800	290, 600	489, 000	274, 000	286, 800	251, 100	238, 800	290, 600
62	239, 100	291, 100	491, 200	275, 600	287, 800	252, 400	239, 100	291, 100
63	239, 400	291, 800	493, 400	277, 300	289, 100	253, 600	239, 400	291, 800
64	239, 700	292, 300	495, 600	279, 000	290, 200	254, 700	239, 700	292, 300
65	240, 000	292, 800	497, 500	280, 700	291, 100	255, 400	240, 000	292, 800
66	240, 300	293, 400	499, 900	282, 200	292, 400	256, 600	240, 300	293, 400
67	240, 600	293, 800	502, 300	283, 900	293, 600	257, 400	240, 600	293, 800
68	240, 900	294, 400	504, 700	285, 500	294, 900	258, 600	240, 900	294, 400
69	241, 200	295, 000	506, 900	287, 100	295, 800	259, 500	241, 200	295, 000

70	241,500	295,300	509,000	288,800	296,900	260,300	241,500	295,300
----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）新旧対照表 （令和7年4月1日施行）

現行	改正後（案）
○静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年7月9日 条例第3号 附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 略 （令3条例75・旧第3項繰上） <u>（給料月額の特例）</u> <u>3 当分の間、会計年度任用職員の給料月額は、別表第1（医療職給料表（1）及び小学校中学校教育職給料表の欄を除く。）の規定にかかわらず、別表第1に規定する給料月額に100分の101を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</u> （単純な労務に雇用される者に対する準用） <u>4</u> 地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項に規定する職員で	○静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年7月9日 条例第3号 附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 略 （令3条例75・旧第3項繰上） <u>削る</u> <u>削る</u> （単純な労務に雇用される者に対する準用） <u>3</u> 地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項に規定する職員で

会計年度任用職員であるものの給与に関しては、これらの職員に関する法律の規定に基づき別段の定めがなされるまでの間、この条例の規定を準用する。

(令3条例75・旧第4項繰上)

会計年度任用職員であるものの給与に関しては、これらの職員に関する法律の規定に基づき別段の定めがなされるまでの間、この条例の規定を準用する。

(令3条例75・旧第4項繰上)

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和7年1月9日提出

静岡市長 難波 喬 司
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和6年9月24日付静岡市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を受け、給与改定を行うことに伴い、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部改正をしようとするものである。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（総務局人事課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の趣旨・理由

令和6年9月、静岡市人事委員会から「職員の給与等に関する報告及び勧告」があり、人事院勧告を踏まえて検討された静岡市における給与制度のアップデートの取組内容が示された。この取組内容について、令和7年4月1日から実施するよう勧告がなされたことから、関係する条例について、所要の改正を行う必要がある。

また、令和5年度に実施した条例引用法令点検において、適切な条項が引用されていない箇所を確認したことから、併せて改正を行う。

3 制定改廃の概要

人事委員会勧告に従い、以下の改正を行う。

●静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

- (1) 特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給する。(第7条第5項、第6項及び第9条第1項から第5項関係)

第9条第1項においては、給与条例の適用除外から第31条の規定を削除し、第2項から第4項に第31条の読み替え規定を設ける。

●附則

- (2) この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- (3) 附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めることとする。

4 施行期日

令和7年4月1日

5 関係法令、条例等

- (1) 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

6 法的に検討した事項

なし

7 その他特記事項

なし

議案第 号

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 について

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項及び第6項を削る。

第9条第1項中「、第17条、第21条から第23条まで及び第31条の規定」を「、第17条及び第21条から第23条までの規定」に、「、休日勤務手当、夜間勤務手当及び勤勉手当」を「、休日勤務手当及び夜間勤務手当」に、「、休日勤務手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当」を「、休日勤務手当及び義務教育等教員特別手当」に、「及び第17条」を「及び第16条」に改め、同条第2項中「第3条、」を削り、「及び」を「、」に、「第28条第2項の規定」を「第28条第2項及び第31条第2項の規定」に改め、「、給与条例第3条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）並びに静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年静岡市条例第5号)第7条第5項の特定任期付職員業績手当」とを削り、「100分の170」とする。」を「100分の95」と、給与条例第31条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」とする。」に改め、同条第3項中「第3条並びに」を削り、「第26条第1項及び第28条第2項の規定」を「第26条第1項、第28条第2項及び第31条第2項の規定」に改め、「、教育職員給与条例第3条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年静岡市条例第5号)第7条第5項の特定任期付職員業績手当」とを削り、「100分の170」とする。」を「100分の95」と、教育

職員給与条例第14条において準用する給与条例第31条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」とする。」に改め、同条第4項中「第3条並びに」を削り、「第26条第1項及び第28条第2項の規定」を「第26条第1項、第28条第2項及び第31条第2項の規定」に改め、「、小中学校教育職員等給与条例第3条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年静岡市条例第5号)第7条第5項の特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100分の170」とする。」を「100分の95」と、小中学校教育職員等給与条例第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において準用する給与条例第31条第2項中「100分の105」とあるのは、「100分の77.5」とする。」に改め、同条第5項中「第2条第3項及び」及び「、同条例第2条第3項中「退職手当」とあるのは「退職手当並びに静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年静岡市条例第5号)第7条第5項の特定任期付職員業績手当」と」を削り、「条例」の次に「(平成22年静岡市条例第5号)」を加える。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）新旧対照表 （令和7年4月1日施行）

現行	改正後（案）
○静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年7月9日 条例第3号 附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 略 （令3条例75・旧第3項繰上） <u>（給料月額の特例）</u> <u>3 当分の間、会計年度任用職員の給料月額は、別表第1（医療職給料表（1）及び小学校中学校教育職給料表の欄を除く。）の規定にかかわらず、別表第1に規定する給料月額に100分の101を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</u> （単純な労務に雇用される者に対する準用） <u>4</u> 地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項に規定する職員で	○静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年7月9日 条例第3号 附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 略 （令3条例75・旧第3項繰上） <u>削る</u> <u>削る</u> （単純な労務に雇用される者に対する準用） <u>3</u> 地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項に規定する職員で

会計年度任用職員であるものの給与に関しては、これらの職員に関する法律の規定に基づき別段の定めがなされるまでの間、この条例の規定を準用する。

(令3条例75・旧第4項繰上)

会計年度任用職員であるものの給与に関しては、これらの職員に関する法律の規定に基づき別段の定めがなされるまでの間、この条例の規定を準用する。

(令3条例75・旧第4項繰上)

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和7年1月9日提出

静岡市長 難 波 喬 司
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）及び国立大学法人法の一部を改正する法律（令和5年法律第88号）の施行に伴い、本条例の一部改正をしようとするものである。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第 号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例

2 制定改廃の趣旨・理由

学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）及び国立大学法人法の一部を改正する法律（令和5年法律第88号）の施行に伴う改正である。

3 制定改廃の概要

- （1）国立大学法人法の改正に伴い規定内容を改正した。
- （2）この条例の施行期日を公布日とした。

4 施行期日

公布日から施行

5 関係法令、条例等

- （1）国立大学法人法
- （2）静岡市職員退職手当支給条例

議案第 号

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例（平成16年条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第5項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例（平成16年3月25日条例第53号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市教育職員等の退職手当に関する条例 附 則 4 平成16年3月31日に国立大学法人法附則別表第1の上欄に掲げる機関（次項において「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人の職員として在職した後引き続いて教育職員等となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人の職員としての引き続いた在職期間を教育職員等としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 5 旧機関の職員が、第4条第3項に規定する事由によって引き続いて教育職員となり、かつ、引き続いて教育職員として在職した後引き続いて国立大学法人の職員となった場合において、その者の教育職員としての勤続期間が、当該国立大学法人の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、別に定める場合を除き、この条例による退職手当は、支給しない。 <u>（新設）</u>	○静岡市教育職員等の退職手当に関する条例 附 則 4 平成16年3月31日に国立大学法人法附則別表の上欄に掲げる機関（次項において「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人の職員として在職した後引き続いて教育職員等となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人の職員としての引き続いた在職期間を教育職員等としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 5 旧機関の職員が、第4条第3項に規定する事由によって引き続いて教育職員となり、かつ、引き続いて教育職員として在職した後引き続いて国立大学法人の職員となった場合において、その者の教育職員としての勤続期間が、当該国立大学法人の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、別に定める場合を除き、この条例による退職手当は、支給しない。 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、公布日から施行する。</u>

議案第37号

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和7年1月9日提出

静岡市長 難波 喬 司
(観光交流文化局スポーツ振興課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 蒲原中学校グラウンド夜間照明施設(テニスコート部分に限る)を廃止することに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第 号

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成15年静岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「			を
蒲原中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分を除く。）	静岡市清水区蒲原49番地		
」			
「			に、
蒲原中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区蒲原49番地		
」			
「			を
宮竹小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区宮竹二丁目12番1号		
蒲原中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分に限る。）	静岡市清水区蒲原49番地		
」			
「			に
宮竹小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区宮竹二丁目12番1号		
」			

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 平成15年4月1日 条例第126号 （設置） 第1条 静岡市は、市民の体育及びレクリエーションの振興を図るため、静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設を設置する。 （平17条例108・平21条例55・一部改正） （名称、位置等） 第2条 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設の名称、位置及び照明規模は、別表第1のとおりとする。 （平17条例108・平21条例55・一部改正） （利用時間） 第3条 別表第1に掲げる静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設（以下「照明施設」という。）の利用時間は、午後5時から午後9時までとする。ただし、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 （平17条例108・追加、平21条例55・一部改正） （利用の許可） 第4条 照明施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。	○静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 平成15年4月1日 条例第126号 （設置） 第1条 静岡市は、市民の体育及びレクリエーションの振興を図るため、静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設を設置する。 （平17条例108・平21条例55・一部改正） （名称、位置等） 第2条 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設の名称、位置及び照明規模は、別表第1のとおりとする。 （平17条例108・平21条例55・一部改正） （利用時間） 第3条 別表第1に掲げる静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設（以下「照明施設」という。）の利用時間は、午後5時から午後9時までとする。ただし、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 （平17条例108・追加、平21条例55・一部改正） （利用の許可） 第4条 照明施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

(平17条例108・旧第3条繰下・一部改正) (利用の不許可) 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、照明施設の利用を許可しないことができる。 (1) 照明施設の管理上支障があると認めるとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。 (平17条例108・旧第4条繰下) (使用料の納付) 第6条 第4条第1項の規定による照明施設の利用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (平17条例108・旧第5条繰下・一部改正) (使用料の減額又は免除) 第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (平17条例108・旧第6条繰下) (使用料の不還付) 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。 (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。 (2) 利用しようとする日前10日までに利用の許可の取消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。	(平17条例108・旧第3条繰下・一部改正) (利用の不許可) 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、照明施設の利用を許可しないことができる。 (1) 照明施設の管理上支障があると認めるとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。 (平17条例108・旧第4条繰下) (使用料の納付) 第6条 第4条第1項の規定による照明施設の利用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (平17条例108・旧第5条繰下・一部改正) (使用料の減額又は免除) 第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (平17条例108・旧第6条繰下) (使用料の不還付) 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。 (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。 (2) 利用しようとする日前10日までに利用の許可の取消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。
---	---

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

(平17条例108・旧第7条繰下) (特別の設備) 第9条 利用者は、照明施設に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 (平17条例108・旧第8条繰下) (利用の目的の変更等の禁止) 第10条 利用者は、利用の目的を教育委員会の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。 (平17条例108・旧第9条繰下) (利用の許可の取消し等) 第11条 教育委員会は、利用者の申請による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。 (2) 第4条第2項の規定による利用の許可の条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めるとき。 (平17条例108・旧第10条繰下・一部改正) (原状回復の義務) 第12条 利用者は、照明施設の利用が終わったとき、又は前条の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。 (平17条例108・旧第11条繰下) (損害賠償の義務)	(平17条例108・旧第7条繰下) (特別の設備) 第9条 利用者は、照明施設に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 (平17条例108・旧第8条繰下) (利用の目的の変更等の禁止) 第10条 利用者は、利用の目的を教育委員会の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。 (平17条例108・旧第9条繰下) (利用の許可の取消し等) 第11条 教育委員会は、利用者の申請による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。 (2) 第4条第2項の規定による利用の許可の条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めるとき。 (平17条例108・旧第10条繰下・一部改正) (原状回復の義務) 第12条 利用者は、照明施設の利用が終わったとき、又は前条の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。 (平17条例108・旧第11条繰下) (損害賠償の義務)
---	---

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

第13条 照明施設の設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (平17条例108・旧第12条繰下) (委任) 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 (平17条例108・旧第13条繰下) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市立学校グラウンド夜間照明施設条例（昭和49年静岡市条例第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 (蒲原町の編入に伴う経過措置) 3 蒲原町の編入の日（次項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町立学校グラウンド等夜間照明施設条例（昭和50年蒲原町条例第22号。以下この項及び次項において「編入前の条例」という。）の規定によりなされた使用許可に係る使用料については、なお編入前の条例の例による。 (平17条例213・追加) 4 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 (平17条例213・追加)	第13条 照明施設の設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (平17条例108・旧第12条繰下) (委任) 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 (平17条例108・旧第13条繰下) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市立学校グラウンド夜間照明施設条例（昭和49年静岡市条例第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 (蒲原町の編入に伴う経過措置) 3 蒲原町の編入の日（次項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町立学校グラウンド等夜間照明施設条例（昭和50年蒲原町条例第22号。以下この項及び次項において「編入前の条例」という。）の規定によりなされた使用許可に係る使用料については、なお編入前の条例の例による。 (平17条例213・追加) 4 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 (平17条例213・追加)
---	---

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

(由比町の編入に伴う経過措置) 5 由比町の編入の日(次項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の由比町社会体育用夜間照明施設条例(昭和52年由比町条例第1号。以下この項及び次項において「編入前の条例」という。)の規定によりなされた使用許可に係る使用料については、なお編入前の条例の例による。 (平20条例102・追加) 6 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 (平20条例102・追加) 附 則(平成16年3月25日条例第23号) この条例は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(平成16年12月22日条例第86号) この条例は、平成17年4月1日から施行する。 附 則(平成17年9月28日条例第108号) この条例は、平成18年4月1日から施行する。 附 則(平成17年12月15日条例第213号) この条例は、平成18年3月31日から施行する。 附 則(平成18年3月24日条例第45号) この条例は、平成18年4月1日から施行する。 附 則(平成19年1月26日条例第1号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成19年3月20日条例第26号) この条例は、平成19年4月1日から施行する。	(由比町の編入に伴う経過措置) 5 由比町の編入の日(次項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の由比町社会体育用夜間照明施設条例(昭和52年由比町条例第1号。以下この項及び次項において「編入前の条例」という。)の規定によりなされた使用許可に係る使用料については、なお編入前の条例の例による。 (平20条例102・追加) 6 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 (平20条例102・追加) 附 則(平成16年3月25日条例第23号) この条例は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(平成16年12月22日条例第86号) この条例は、平成17年4月1日から施行する。 附 則(平成17年9月28日条例第108号) この条例は、平成18年4月1日から施行する。 附 則(平成17年12月15日条例第213号) この条例は、平成18年3月31日から施行する。 附 則(平成18年3月24日条例第45号) この条例は、平成18年4月1日から施行する。 附 則(平成19年1月26日条例第1号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成19年3月20日条例第26号) この条例は、平成19年4月1日から施行する。
---	---

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

附 則（平成19年10月31日条例第83号） この条例は、平成19年11月23日から施行する。 附 則（平成20年 3月21日条例第28号） この条例は、平成20年 4月 1日から施行する。 附 則（平成20年10月 3日条例第102号） この条例は、平成20年11月 1日から施行する。 附 則（平成21年 3月13日条例第17号） この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。 附 則（平成21年 7月16日条例第55号） この条例は、平成21年10月 1日から施行する。 附 則（平成22年 3月24日条例第18号） この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。 附 則（平成23年 3月22日条例第14号） この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。 附 則（平成25年11月 1日条例第91号） この条例は、平成25年11月 2日から施行する。 附 則（平成26年 3月20日条例第30号） （施行期日） 1 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。	附 則（平成19年10月31日条例第83号） この条例は、平成19年11月23日から施行する。 附 則（平成20年 3月21日条例第28号） この条例は、平成20年 4月 1日から施行する。 附 則（平成20年10月 3日条例第102号） この条例は、平成20年11月 1日から施行する。 附 則（平成21年 3月13日条例第17号） この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。 附 則（平成21年 7月16日条例第55号） この条例は、平成21年10月 1日から施行する。 附 則（平成22年 3月24日条例第18号） この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。 附 則（平成23年 3月22日条例第14号） この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。 附 則（平成25年11月 1日条例第91号） この条例は、平成25年11月 2日から施行する。 附 則（平成26年 3月20日条例第30号） （施行期日） 1 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
--	--

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

附 則（平成27年 3 月20日条例第38号） この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成29年 3 月10日条例第23号） この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成30年 1 月31日条例第 2 号） この条例は、平成30年 2 月10日から施行する。 附 則（平成31年 3 月20日条例第28号） （施行期日） 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（以下「新条例」という。）別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 （施行前の準備） 3 新条例別表第 2 の規定に基づく静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設の使用料の徴収その他行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。 附 則（令和 3 年 3 月11日条例第14号） この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（令和 5 年 1 月31日条例第 3 号） この条例は、令和 5 年 2 月11日から施行する。 附 則（令和 5 年 3 月20日条例第17号）	附 則（平成27年 3 月20日条例第38号） この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成29年 3 月10日条例第23号） この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成30年 1 月31日条例第 2 号） この条例は、平成30年 2 月10日から施行する。 附 則（平成31年 3 月20日条例第28号） （施行期日） 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（以下「新条例」という。）別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 （施行前の準備） 3 新条例別表第 2 の規定に基づく静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設の使用料の徴収その他行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。 附 則（令和 3 年 3 月11日条例第14号） この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（令和 5 年 1 月31日条例第 3 号） この条例は、令和 5 年 2 月11日から施行する。 附 則（令和 5 年 3 月20日条例第17号）
---	---

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

（平16条例86・全改、平17条例108・平17条例213・平18条例45・平19条例１・平19条例26・平19条例83・平20条例28・平20条例102・平21条例17・平21条例55・平22条例18・平23条例14・平25条例91・平27条例38・平29条例23・平30条例２・令３条例14・令５条例３・令５条例17・一部改正）

名称	位置	照明規模
美和中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区足久保口組3276番地の２	大型照明
西奈中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区東瀬名町14番１号	
藁科中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区大原1398番地の１	
籠上中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区平和二丁目２番１号	
竜爪中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区瀬名七丁目31番40号	
麻機小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区有永町２番43号	
大里中学校グラウンド夜間照明施設 （テニスコート部分を除く。）	静岡市駿河区中野新田57番地の５	
豊田中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区豊田一丁目３番１号	
長田南中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区みずほ三丁目９番地の１	

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

（平16条例86・全改、平17条例108・平17条例213・平18条例45・平19条例１・平19条例26・平19条例83・平20条例28・平20条例102・平21条例17・平21条例55・平22条例18・平23条例14・平25条例91・平27条例38・平29条例23・平30条例２・令３条例14・令５条例３・令５条例17・一部改正）

名称	位置	照明規模
美和中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区足久保口組3276番地の２	大型照明
西奈中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区東瀬名町14番１号	
藁科中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区大原1398番地の１	
籠上中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区平和二丁目２番１号	
竜爪中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区瀬名七丁目31番40号	
麻機小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区有永町２番43号	
大里中学校グラウンド夜間照明施設 （テニスコート部分を除く。）	静岡市駿河区中野新田57番地の５	
豊田中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区豊田一丁目３番１号	
長田南中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区みずほ三丁目９番地の１	

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

城山中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区小坂二丁目33番地		城山中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区小坂二丁目33番地	
蒲原中学校グラウンド夜間照明施設 (テニスコート部分を除く。)	静岡市清水区蒲原49番地		蒲原中学校グラウンド夜間照明施設 (テニスコート部分を除く。)	静岡市清水区蒲原49番地	
清水船越小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区船越三丁目15番1号		清水船越小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区船越三丁目15番1号	
清水小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区松井町15番1号		清水小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区松井町15番1号	
清水三保第二小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区折戸五丁目8番2号		清水三保第二小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区折戸五丁目8番2号	
清水辻小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区辻四丁目3番40号		清水辻小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区辻四丁目3番40号	
清水飯田東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区八坂北一丁目23番40号		清水飯田東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区八坂北一丁目23番40号	
清水高部小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区押切1115番地の2		清水高部小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区押切1115番地の2	
清水高部東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区押切1907番地		清水高部東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区押切1907番地	
清水庵原小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区庵原町1723番地		清水庵原小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区庵原町1723番地	
清水興津小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区興津中町350番地の1		清水興津小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区興津中町350番地の1	
清水第一中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区宮代町5番55号		清水第一中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区宮代町5番55号	

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

施設			施設		
清水第二中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区神田町4番57号		清水第二中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区神田町4番57号	
清水第三中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区三光町3番57号		清水第三中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区三光町3番57号	
清水第四中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区村松683番地の1		清水第四中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区村松683番地の1	
清水第五中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区三保1720番地		清水第五中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区三保1720番地	
清水第六中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区天王西10番40号		清水第六中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区天王西10番40号	
清水第七中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区草薙三丁目9番20号		清水第七中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区草薙三丁目9番20号	
清水第八中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区追分四丁目2429番地		清水第八中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区追分四丁目2429番地	
清水飯田中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区山原112番地の1		清水飯田中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区山原112番地の1	
清水袖師中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区西久保125番地の1		清水袖師中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区西久保125番地の1	
清水興津中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区興津中町1478番地の10		清水興津中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区興津中町1478番地の10	
清水小島中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区但沼町271番地		清水小島中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区但沼町271番地	

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

施設			施設		
清水両河内中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区和田島303番地		清水両河内中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区和田島303番地	
由比中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区由比456番地		由比中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区由比456番地	
駒形小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区南安倍二丁目1番1号	中型照明	駒形小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区南安倍二丁目1番1号	中型照明
伝馬町小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区伝馬町14番地の2		伝馬町小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区伝馬町14番地の2	
葵小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区城内町7番9号		葵小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区城内町7番9号	
田町小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区田町五丁目70番地		田町小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区田町五丁目70番地	
井宮北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区上伝馬2番1号		井宮北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区上伝馬2番1号	
新通小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区駒形通二丁目4番47号		新通小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区駒形通二丁目4番47号	
賤機中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区下1353番地の1		賤機中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区下1353番地の1	
東中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区沓谷一丁目6番1号		東中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区沓谷一丁目6番1号	
西奈小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区瀬名三丁目23番1号		西奈小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区瀬名三丁目23番1号	
竜南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区竜南一丁目23番1号		竜南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区竜南一丁目23番1号	
服織小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区羽鳥六丁目9番1号		服織小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区羽鳥六丁目9番1号	

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

	号				号		
末広中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区末広町41番地			末広中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区末広町41番地		
千代田東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区川合三丁目4番1号			千代田東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区川合三丁目4番1号		
西奈南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区南瀬名町1番20号			西奈南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区南瀬名町1番20号		
千代田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区沓谷五丁目47番地の1			千代田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区沓谷五丁目47番地の1		
松野小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区松野598番地			松野小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区松野598番地		
大河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区平野1850番地の3			大河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区平野1850番地の3		
服織中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区羽鳥一丁目8番1号			服織中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区羽鳥一丁目8番1号		
玉川中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区落合840番地			玉川中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区落合840番地		
賤機北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区俵沢234番地の1			賤機北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区俵沢234番地の1		
井川中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区井川1561番地の3			井川中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区井川1561番地の3		
城内中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区駿府町1番107号			城内中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区駿府町1番107号		
梅ヶ島中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区梅ヶ島1305番3地先			梅ヶ島中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区梅ヶ島1305番3地先		
南藁科小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区吉津400番地			南藁科小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区吉津400番地		

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

中藁科小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区大原942番地の1		中藁科小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区大原942番地の1	
安東中学校グラウンド夜間照明施設 (テニスコート部分を除く。)	静岡市葵区安東三丁目13番1号		安東中学校グラウンド夜間照明施設 (テニスコート部分を除く。)	静岡市葵区安東三丁目13番1号	
安東中学校グラウンド夜間照明施設 (テニスコート部分に限る。)	静岡市葵区安東三丁目89番地		安東中学校グラウンド夜間照明施設 (テニスコート部分に限る。)	静岡市葵区安東三丁目89番地	
美和小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区遠藤新田69番地の3		美和小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区遠藤新田69番地の3	
横内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区緑町1番1号		横内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区緑町1番1号	
大河内中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区平野1850番地の66		大河内中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区平野1850番地の66	
番町小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区新富町一丁目23番地の1		番町小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区新富町一丁目23番地の1	
賤機南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区松富三丁目1番46号		賤機南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区松富三丁目1番46号	
城北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区北安東四丁目27番3号		城北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区北安東四丁目27番3号	
安東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区安東三丁目16番1号		安東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区安東三丁目16番1号	
中島小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区中島2992番地の1		中島小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区中島2992番地の1	
長田北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区向敷地一丁目10		長田北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区向敷地一丁目10	

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

設	番28号		設	番28号	
大谷小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区大谷3683番地の2		大谷小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区大谷3683番地の2	
東豊田中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分を除く。）	静岡市駿河区国吉田五丁目23番1号		東豊田中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分を除く。）	静岡市駿河区国吉田五丁目23番1号	
東豊田中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分に限る。）	静岡市駿河区国吉田六丁目1518番地の2		東豊田中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分に限る。）	静岡市駿河区国吉田六丁目1518番地の2	
川原小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区下川原四丁目14番1号		川原小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区下川原四丁目14番1号	
南部小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区南八幡町11番1号		南部小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区南八幡町11番1号	
東豊田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区池田491番地の2		東豊田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区池田491番地の2	
長田東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区東新田三丁目10番1号		長田東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区東新田三丁目10番1号	
長田南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区広野四丁目7番1号		長田南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区広野四丁目7番1号	
南中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分を除く。）	静岡市駿河区宮竹二丁目11番1号		南中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分を除く。）	静岡市駿河区宮竹二丁目11番1号	
南中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分に限る。）	静岡市駿河区宮竹二丁目172番地		南中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分に限る。）	静岡市駿河区宮竹二丁目172番地	
中田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区中田二丁目14番		中田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区中田二丁目14番	

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

	1 号				1 号		
長田西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区丸子六丁目15番65号			長田西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区丸子六丁目15番65号		
東源台小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区国吉田六丁目 7 番45号			東源台小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区国吉田六丁目 7 番45号		
久能小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区古宿213番地の 2			久能小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区古宿213番地の 2		
大里西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区中原400番地			大里西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区中原400番地		
富士見小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区登呂一丁目 1 番 1 号			富士見小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区登呂一丁目 1 番 1 号		
大里中学校グラウンド夜間照明施設 (テニスコート部分に限る。)	静岡市駿河区中野新田57番地の 5			大里中学校グラウンド夜間照明施設 (テニスコート部分に限る。)	静岡市駿河区中野新田57番地の 5		
大里東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区高松2310番地			大里東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区高松2310番地		
西豊田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区曲金二丁目 8 番 80号			西豊田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区曲金二丁目 8 番 80号		
宮竹小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区宮竹二丁目12番 1 号			宮竹小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区宮竹二丁目12番 1 号		
<u>蒲原中学校グラウンド夜間照明施設</u> <u>(テニスコート部分に限る。)</u>	<u>静岡市清水区蒲原49番地</u>			<u>蒲原中学校グラウンド夜間照明施設</u> <u>(テニスコート部分に限る。)</u>	<u>静岡市清水区蒲原49番地</u>		
蒲原東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区蒲原666番地			蒲原東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区蒲原666番地		

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

清水不二見小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区新緑町 2 番21号		清水不二見小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区新緑町 2 番21号	
清水庵原中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区原245番地		清水庵原中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区原245番地	
清水有度第一小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区有度本町 3 番 1 号		清水有度第一小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区有度本町 3 番 1 号	
清水小河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区小河内2723番地		清水小河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区小河内2723番地	
由比小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区由比町屋原329番地		由比小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区由比町屋原329番地	
清水江尻小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区江尻町14番63号		清水江尻小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区江尻町14番63号	
清水入江小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区追分二丁目 3 番 1 号		清水入江小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区追分二丁目 3 番 1 号	
清水浜田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区浜田町11番 1 号		清水浜田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区浜田町11番 1 号	
清水岡小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区神田町 4 番 3 号		清水岡小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区神田町 4 番 3 号	
清水駒越小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区駒越東町 2 番20号		清水駒越小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区駒越東町 2 番20号	
清水三保第一小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区三保1069番地の 1		清水三保第一小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区三保1069番地の 1	

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

清水飯田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区下野中 2 番40号		清水飯田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区下野中 2 番40号	
清水有度第二小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区草薙杉道三丁目19番 1 号		清水有度第二小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区草薙杉道三丁目19番 1 号	
清水袖師小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区袖師町420番地		清水袖師小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区袖師町420番地	
清水小島小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区小島町619番地		清水小島小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区小島町619番地	
清水宍原小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区宍原919番地		清水宍原小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区宍原919番地	
静岡市特別支援教育センターグラウンド夜間照明施設	静岡市葵区一番町50番地		静岡市特別支援教育センターグラウンド夜間照明施設	静岡市葵区一番町50番地	
水見色小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区水見色1040番地の 3	小型照明	水見色小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区水見色1040番地の 3	小型照明
大川中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区日向876番地		大川中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区日向876番地	
北沼上小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区北沼上1020番地		北沼上小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区北沼上1020番地	
清沢小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区相俣99番地の 1		清沢小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区相俣99番地の 1	
中藁科小学校小布杉分校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区小布杉1756番地の 1		中藁科小学校小布杉分校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区小布杉1756番地の 1	
安西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区安西一丁目96番地の 3		安西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区安西一丁目96番地の 3	

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

賤機中小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区牛妻2095番地の2		賤機中小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区牛妻2095番地の2	
峰山小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区黒俣2741番地の16		峰山小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区黒俣2741番地の16	
足久保小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区足久保奥組741番地の1		足久保小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区足久保奥組741番地の1	
蒲原西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区蒲原新田二丁目25番1号		蒲原西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区蒲原新田二丁目25番1号	
由比北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区由比入山2158番地		由比北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区由比入山2158番地	
清水中河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区中河内2583番地の1		清水中河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区中河内2583番地の1	
清水和田島小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区和田島611番地		清水和田島小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区和田島611番地	

別表第2（第6条関係）

（平17条例108・平17条例213・平18条例45・平20条例102・平26条例30・平31条例28・一部改正）

利用時間 照明規模		1 時間以内	1 時間を超え 2 時間まで	2 時間を超え 3 時間まで	3 時間を超え 4 時間まで
大型照明	10基	1, 460円	2, 930円	4, 420円	5, 880円
	8 基	1, 170円	2, 340円	3, 520円	4, 690円
	7 基	1, 020円	2, 060円	3, 100円	4, 130円
	6 基	880円	1, 760円	2, 640円	3, 520円

別表第2（第6条関係）

（平17条例108・平17条例213・平18条例45・平20条例102・平26条例30・平31条例28・一部改正）

利用時間 照明規模		1 時間以内	1 時間を超え 2 時間まで	2 時間を超え 3 時間まで	3 時間を超え 4 時間まで
大型照明	10基	1, 460円	2, 930円	4, 420円	5, 880円
	8 基	1, 170円	2, 340円	3, 520円	4, 690円
	7 基	1, 020円	2, 060円	3, 100円	4, 130円
	6 基	880円	1, 760円	2, 640円	3, 520円

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 新旧対照表

	5 基	730円	1,460円	2,210円	2,940円
	4 基	580円	1,170円	1,760円	2,340円
	2 基	290円	590円	890円	1,190円
中型照明		360円	740円	1,120円	1,480円
小型照明		100円	200円	310円	410円
備考 照明規模の区分は、全基利用した場合の1時間当たりの電気使用量によるものとし、大型照明は30キロワット時以上、中型照明は10キロワット時以上30キロワット時未満、小型照明は10キロワット時未満のものをいう。					

	5 基	730円	1,460円	2,210円	2,940円
	4 基	580円	1,170円	1,760円	2,340円
	2 基	290円	590円	890円	1,190円
中型照明		360円	740円	1,120円	1,480円
小型照明		100円	200円	310円	410円
備考 照明規模の区分は、全基利用した場合の1時間当たりの電気使用量によるものとし、大型照明は30キロワット時以上、中型照明は10キロワット時以上30キロワット時未満、小型照明は10キロワット時未満のものをいう。					

○静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例

平成15年4月1日

条例第126号

(設置)

第1条 静岡市は、市民の体育及びレクリエーションの振興を図るため、静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設を設置する。

(平17条例108・平21条例55・一部改正)

(名称、位置等)

第2条 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設の名称、位置及び照明規模は、別表第1のとおりとする。

(平17条例108・平21条例55・一部改正)

(利用時間)

第3条 別表第1に掲げる静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設(以下「照明施設」という。)の利用時間は、午後5時から午後9時までとする。ただし、静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平17条例108・追加、平21条例55・一部改正)

(利用の許可)

第4条 照明施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(平17条例108・旧第3条繰下・一部改正)

(利用の不許可)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、照明施設の利用を許可しないことができる。

(1) 照明施設の管理上支障があると認めるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(平17条例108・旧第4条繰下)

(使用料の納付)

第6条 第4条第1項の規定による照明施設の利用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例108・旧第5条繰下・一部改正)

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平17条例108・旧第6条繰下)

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。

(2) 利用しようとする日前10日までに利用の許可の取消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。

(平17条例108・旧第7条繰下)

(特別の設備)

第9条 利用者は、照明施設に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(平17条例108・旧第8条繰下)

(利用の目的の変更等の禁止)

第10条 利用者は、利用の目的を教育委員会の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平17条例108・旧第9条繰下)

(利用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、利用者の申請による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 第4条第2項の規定による利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

(平17条例108・旧第10条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、照明施設の利用が終わったとき、又は前条の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(平17条例108・旧第11条繰下)

(損害賠償の義務)

第13条 照明施設の設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平17条例108・旧第12条繰下)

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平17条例108・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市立学校グラウンド夜間照明施設条例（昭和49年静岡市条例第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

3 蒲原町の編入の日（次項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町立学校グラウンド等夜間照明施設条例（昭和50年蒲原町条例第22号。以下この項及び次項において「編入前の条例」という。）の規定によりなされた使用許可に係る使用料については、なお編入前の条例の例による。

(平17条例213・追加)

4 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例213・追加)

(由比町の編入に伴う経過措置)

5 由比町の編入の日（次項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の由比町社会体育用夜間照明施設条例（昭和52年由比町条例第1号。以下この項及び次項において「編入前の条例」という。）の規定によりなされた使用許可に係る使用料については、なお編入前の条例の例による。

(平20条例102・追加)

6 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20条例102・追加)

附 則 (平成16年 3 月25日条例第23号)

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成16年12月22日条例第86号)

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年 9 月28日条例第108号)

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年12月15日条例第213号)

この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。

附 則 (平成18年 3 月24日条例第45号)

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年 1 月26日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年 3 月20日条例第26号)

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年10月31日条例第83号)

この条例は、平成19年11月23日から施行する。

附 則 (平成20年 3 月21日条例第28号)

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成20年10月 3 日条例第102号)

この条例は、平成20年11月 1 日から施行する。

附 則 (平成21年 3 月13日条例第17号)

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成21年 7 月16日条例第55号)

この条例は、平成21年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成22年 3 月24日条例第18号)

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年 3 月22日条例第14号)

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年11月 1 日条例第91号)

この条例は、平成25年11月 2 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月20日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月20日条例第38号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月10日条例第23号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 1 月31日条例第 2 号）

この条例は、平成30年 2 月10日から施行する。

附 則（平成31年 3 月20日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（以下「新条例」という。）別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表第 2 の規定に基づく静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設の使用料の徴収その他行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

附 則（令和 3 年 3 月11日条例第14号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月31日条例第 3 号）

この条例は、令和 5 年 2 月11日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月20日条例第17号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 2 条関係）

(平16条例86・全改、平17条例108・平17条例213・平18条例45・平19条例1・平19条例26・平19条例83・平20条例28・平20条例102・平21条例17・平21条例55・平22条例18・平23条例14・平25条例91・平27条例38・平29条例23・平30条例2・令3条例14・令5条例3・令5条例17・一部改正)

名称	位置	照明規模
美和中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区足久保口組3276番地の2	大型照明
西奈中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区東瀬名町14番1号	
藁科中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区大原1398番地の1	
籠上中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区平和二丁目2番1号	
竜爪中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区瀬名七丁目31番40号	
麻機小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区有永町2番43号	
大里中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分を除く。）	静岡市駿河区中野新田57番地の5	
豊田中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区豊田一丁目3番1号	
長田南中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区みずほ三丁目9番地の1	
城山中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区小坂二丁目33番地	
蒲原中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区蒲原49番地	
清水船越小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区船越三丁目15番1号	
清水小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区松井町15番1号	
清水三保第二小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区折戸五丁目8番2号	
清水辻小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区辻四丁目3番40号	
清水飯田東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区八坂北一丁目23番40号	
清水高部小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区押切1115番地の2	
清水高部東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区押切1907番地	
清水庵原小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区庵原町1723番地	
清水興津小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区興津中町350番地の1	
清水第一中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区宮代町5番55号	
清水第二中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区神田町4番57号	

清水第三中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区三光町3番57号	
清水第四中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区村松683番地の1	
清水第五中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区三保1720番地	
清水第六中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区天王西10番40号	
清水第七中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区草薙三丁目9番20号	
清水第八中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区追分四丁目2429番地	
清水飯田中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区山原112番地の1	
清水袖師中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区西久保125番地の1	
清水興津中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区興津中町1478番地の10	
清水小島中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区但沼町271番地	
清水両河内中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区和田島303番地	
由比中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区由比456番地	
駒形小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区南安倍二丁目1番1号	中型照明
伝馬町小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区伝馬町14番地の2	
葵小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区城内町7番9号	
田町小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区田町五丁目70番地	
井宮北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区上传馬2番1号	
新通小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区駒形通二丁目4番47号	
賤機中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区下1353番地の1	
東中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区沓谷一丁目6番1号	
西奈小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区瀬名三丁目23番1号	
竜南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区竜南一丁目23番1号	
服織小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区羽鳥六丁目9番1号	
末広中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区末広町41番地	
千代田東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区川合三丁目4番1号	
西奈南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区南瀬名町1番20号	
千代田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区沓谷五丁目47番地の1	
松野小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区松野598番地	
大河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区平野1850番地の3	
服織中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区羽鳥一丁目8番1号	

玉川中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区落合840番地
賤機北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区俵沢234番地の1
井川中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区井川1561番地の3
城内中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区駿府町1番107号
梅ヶ島中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区梅ヶ島1305番3地先
南藁科小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区吉津400番地
中藁科小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区大原942番地の1
安東中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分を除く。）	静岡市葵区安東三丁目13番1号
安東中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分に限る。）	静岡市葵区安東三丁目89番地
美和小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区遠藤新田69番地の3
横内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区緑町1番1号
大河内中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区平野1850番地の66
番町小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区新富町一丁目23番地の1
賤機南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区松富三丁目1番46号
城北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区北安東四丁目27番3号
安東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区安東三丁目16番1号
中島小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区中島2992番地の1
長田北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区向敷地一丁目10番28号
大谷小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区大谷3683番地の2
東豊田中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分を除く。）	静岡市駿河区国吉田五丁目23番1号
東豊田中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分に限る。）	静岡市駿河区国吉田六丁目1518番地の2
川原小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区下川原四丁目14番1号
南部小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区南八幡町11番1号
東豊田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区池田491番地の2
長田東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区東新田三丁目10番1号
長田南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区広野四丁目7番1号

南中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分を除く。）	静岡市駿河区宮竹二丁目11番1号
南中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分に限る。）	静岡市駿河区宮竹二丁目172番地
中田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区中田二丁目14番1号
長田西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区丸子六丁目15番65号
東源台小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区国吉田六丁目7番45号
久能小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区古宿213番地の2
大里西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区中原400番地
富士見小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区登呂一丁目1番1号
大里中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分に限る。）	静岡市駿河区中野新田57番地の5
大里東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区高松2310番地
西豊田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区曲金二丁目8番80号
宮竹小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区宮竹二丁目12番1号
蒲原東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区蒲原666番地
清水不二見小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区新緑町2番21号
清水庵原中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区原245番地
清水有度第一小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区有度本町3番1号
清水小河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区小河内2723番地
由比小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区由比町屋原329番地
清水江尻小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区江尻町14番63号
清水入江小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区追分二丁目3番1号
清水浜田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区浜田町11番1号
清水岡小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区神田町4番3号
清水駒越小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区駒越東町2番20号
清水三保第一小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区三保1069番地の1
清水飯田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区下野中2番40号

清水有度第二小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区草薙杉道三丁目19番1号	
清水袖師小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区袖師町420番地	
清水小島小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区小島町619番地	
清水宍原小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区宍原919番地	
静岡市特別支援教育センターグラウンド夜間照明施設	静岡市葵区一番町50番地	
水見色小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区水見色1040番地の3	小型照明
大川中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区日向876番地	
北沼上小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区北沼上1020番地	
清沢小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区相俣99番地の1	
中藁科小学校小布杉分校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区小布杉1756番地の1	
安西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区安西一丁目96番地の3	
賤機中小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区牛妻2095番地の2	
峰山小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区黒俣2741番地の16	
足久保小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区足久保奥組741番地の1	
蒲原西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区蒲原新田二丁目25番1号	
由比北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区由比入山2158番地	
清水中河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区中河内2583番地の1	
清水和田島小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区和田島611番地	

別表第2（第6条関係）

（平17条例108・平17条例213・平18条例45・平20条例102・平26条例30・平31条例28・一部改正）

利用時間		1時間以内	1時間を超え2時間まで	2時間を超え3時間まで	3時間を超え4時間まで
照明規模	10基	1,460円	2,930円	4,420円	5,880円
	8基	1,170円	2,340円	3,520円	4,690円
	7基	1,020円	2,060円	3,100円	4,130円

	6 基	880円	1,760円	2,640円	3,520円
	5 基	730円	1,460円	2,210円	2,940円
	4 基	580円	1,170円	1,760円	2,340円
	2 基	290円	590円	890円	1,190円
中型照明		360円	740円	1,120円	1,480円
小型照明		100円	200円	310円	410円

備考 照明規模の区分は、全基利用した場合の1時間当たりの電気使用量によるものとし、
 大型照明は30キロワット時以上、中型照明は10キロワット時以上30キロワット時未満、小型照明は10キロワット時未満のものをいう。

議案第 38 号

訴えの提起について

訴えの提起について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 7 年 1 月 9 日提出

静岡市長 難 波 喬 司
（教育委員会事務局教育局教育施設課）

記

- | | |
|--------|---|
| 1 内 容 | 別紙のとおり |
| 2 提案理由 | 旧井川小学校用地のうち、静岡市葵区井川字松ノ久保 7 0 9 番の土地について、昭和 4 9 年 6 月 1 日時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを求め、訴えを提起するものである。 |

議案第 38 号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和 7 年 1 月 9 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

記

1	訴えの相手方	
2	請求の趣旨	被告らは、静岡市（静岡市葵区追手町 5 番 1 号）に対し、静岡市葵区井川字松ノ久保 7 0 9 番の土地について、昭和 4 9 年 6 月 1 日時効取得を原因とする所有権移転登記手続きをせよ。
3	訴えを提起する理由	本件土地は、旧井川村が、昭和 2 8 年 1 月 1 9 日、 と売買契約を締結し、代金の支払いをしたが、所有権移転登記がなされていない。昭和 4 4 年 1 月 1 日、旧井川村は、本市に編入された。その後、井川小学校を整備し、本件土地全体の占有をしているため、時効取得する所有権移転登記手続きを求め、訴えを提起するものである。

議案第 39 号

訴えの提起について

訴えの提起について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 7 年 1 月 9 日提出

静岡市長 難 波 喬 司
（教育委員会事務局教育局教育施設課）

記

- | | |
|--------|---|
| 1 内 容 | 別紙のとおり |
| 2 提案理由 | 旧井川小学校用地のうち、静岡市葵区井川字松ノ久保 7 1 0 番 1 の土地について、昭和 49 年 6 月 1 日時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを求め、訴えを提起するものである。 |

議案第 3 9 号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和 7 年 1 月 9 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

記

1	訴えの相手方	
---	--------	--

A solid black image with no visible content.

2	請求の趣旨	被告らは、静岡市（静岡市葵区追手町5番1号）に対し、静岡市葵区井川字松ノ久保710番1の土地について、昭和49年6月1日時効取得を原因とする所有権移転登記手続きをせよ。
3	訴えを提起する理由	本件土地は、旧井川村が、昭和28年1月28日、 と売買契約を締結し、代金の支払いをしたが、所有権移転登記がなされていない。昭和44年1月1日、旧井川村は、本市に編入された。その後、井川小学校を整備し、本件土地全体の占有をしているため、時効取得する所有権移転登記手続きを求めるものだが、当事者が多数であること等から一挙解決のため訴えを提起するものである。